令和８年

さいたま市議会１２月（１１月繰上げ）定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

目　　次

議案第１７９号　令和８年度さいたま市一般会計補正予算（第５号）
議案第１８０号　令和８年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第１８１号　令和８年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
議案第１８２号　令和８年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第１号）
議案第１８３号　令和８年度さいたま市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第１８４号　令和８年度さいたま市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第１８５号　令和８年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第３号）
（以上の議案は、別冊に掲載されております。）
議案第１８６号　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　1
議案第１８７号　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　6
議案第１８８号　さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　9
議案第１８９号　さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　１１
議案第１９０号　さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　３１
議案第１９１号　さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について……　３３
議案第１９２号　さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について……　３６

議案第１９３号　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　３８
議案第１９４号　さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　４２
議案第１９５号　さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について……　５９
議案第１９６号　さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について……　６２
議案第１９７号　さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例の制定について……　６６
議案第１９８号　さいたま市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について……　６８
議案第１９９号　さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について……　７５
議案第２００号　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　７６
議案第２０１号　さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について……　７８
議案第２０２号　さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……　８２
議案第２０３号　さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　８８
議案第２０４号　さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……　９０
議案第２０５号　市営馬宮住宅建設（建築）工事（第２期）請負契約について……　９２
議案第２０６号　次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に係る製造請負契約について……　９３
議案第２０７号　さいたま市立大宮北中学校校舎（教室棟）改築（建築）工

事請負契約について……　９４
議案第２０８号　議決事項の一部変更について（大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約）……　９５
議案第２０９号　議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（建築）工事請負契約）……　９６
議案第２１０号　議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（電気設備）工事請負契約）……　９７
議案第２１１号　議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（機械設備）工事請負契約）……　９８
議案第２１２号　指定管理者の指定について……　９９
（さいたま市与野体育館）
議案第２１３号　指定管理者の指定について……１００
（さいたま市農村広場）
議案第２１４号　指定管理者の指定について……１０１
（さいたま市大宮花の丘農林公苑）
議案第２１５号　当せん金付証票の発売について……１０２
議案第２１６号　市道路線の認定について……１０３
議案第２１７号　市道路線の廃止について……１０４
議案第２１８号　人権擁護委員候補者の推薦について……１１２
議案第２１９号　人権擁護委員候補者の推薦について……１１３
議案第２２０号　人権擁護委員候補者の推薦について……１１４
議案第２２１号　人権擁護委員候補者の推薦について……１１５

議案第１８６号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第１７条の２において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することがで	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして

きるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。	規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。
２・３　［略］	２・３　［略］
４　前３項の規定は、第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第１７条の２において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	４　前３項の規定は、第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
（休暇の種類） 第１２条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇とする。	（休暇の種類） 第１２条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。
（子育て部分休暇） 第１７条の２　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務をしている職員その他その任用の状況がこれに類する職員として規則で定める職員を除く。）がその小学校就学の始期から満１２歳に達する	

日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、公務の運営に支障がない範囲で、当該職員が１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２　子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、規則で定める１年の期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。 ⑴　１日につき２時間を超えない範囲内 ⑵　１年につき７７時間３０分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間）を超えない範囲内 ３　前項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 ４　第２項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。 ５　第１６条第３項の規定は、子育て部分休暇について準用する。 ６　地方公務員の育児休業等に関する法律第５条及び第１６条の規定は、子育て部分休暇について準用する。この場合において、同法第５条第２項中「条例」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。	
（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇の承認） 第１８条　病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第１８条　病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第２０条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員がその小学校就学の始期から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第２０条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和９年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　職員（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２９年さいたま市条例第１７号）第２条第２項に規定する教職員を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第１条の規定による改正後のさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第１７条の２第２項から第４項までの規定の例により、同条第２項各号のいずれの範囲内で子育て部分休暇の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第３項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更並びに同条第４項の規定による請求とみなす。

議案第１８７号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の１８０</u>を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の１７５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

第２条　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７７．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第１８８号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第６条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第６条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１７５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

第２条　さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第６条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１７７．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第６条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１８０を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第６条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第１８９号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市職員の給与に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（第一種初任給調整手当） 第９条　医療職給料表⑴の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額３１万１，６００円を超えない範囲内の額を第一種初任給調整手当として支給する。 ２　［略］ （期末手当） 第２７条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第３０条第２項において「特定	（第一種初任給調整手当） 第９条　医療職給料表⑴の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額３１万８００円を超えない範囲内の額を第一種初任給調整手当として支給する。 ２　［略］ （期末手当） 第２７条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第３０条第２項において「特定

管理職員」という。）にあっては１００分の１０８．７５を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］	管理職員」という。）にあっては１００分の１０６．２５を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。
４～６　［略］	４～６　［略］
（勤勉手当） 第３０条　［略］	（勤勉手当） 第３０条　［略］
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０８．７５（特定管理職員にあっては、１００分の１２８．７５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５３．７５（特定管理職員にあっては、１００分の６３．７５）を乗じて得た額の総額	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０６．２５（特定管理職員にあっては、１００分の１２６．２５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５（特定管理職員にあっては、１００分の６１．２５）を乗じて得た額の総額
３～５　［略］	３～５　［略］

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,100	276,800	313,000	344,100	383,700	423,400	510,300	560,800
	2	202,300	278,300	314,600	345,700	386,000	425,900	516,000	566,300
	3	203,400	279,800	316,200	347,300	388,200	428,300	521,500	571,800
	4	204,500	281,300	317,800	348,900	390,400	430,700	526,800	577,300
	5	205,600	282,800	319,300	350,500	392,600	433,100	531,900	582,800
	6	207,100	284,300	320,900	352,100	394,800	435,600	536,800	588,300
	7	208,600	285,800	322,500	353,700	397,000	438,000	541,500	593,800
	8	210,100	287,300	324,100	355,300	399,200	440,400	546,000	599,300
	9	211,600	288,800	325,600	356,900	401,400	442,800	550,300	
	10	213,400	290,300	327,200	358,500	403,600	445,200		
	11	215,100	291,700	328,800	360,100	405,800	447,600		
	12	216,800	293,200	330,400	361,700	408,000	450,000		
	13	218,500	294,600	331,900	363,300	410,200	452,400		
	14	220,300	296,000	333,500	364,900	412,400	454,700		
	15	222,000	297,400	335,100	366,500	414,600	457,000		
	16	223,700	298,800	336,700	368,100	416,800	459,300		
	17	225,400	300,200	338,200	369,700	419,000	461,500		
	18	227,200	301,600	339,800	371,300	421,200	463,800		
	19	228,900	303,000	341,400	372,900	423,300	466,100		
	20	230,600	304,400	343,000	374,500	425,500	468,400		
	21	232,300	305,800	344,500	376,100	427,600	470,600		
	22	234,100	307,200	346,100	377,700	429,700	472,200		
	23	235,800	308,500	347,600	379,300	431,800	473,700		
	24	237,500	309,900	349,200	380,900	433,900	475,300		
	25	239,200	311,200	350,700	382,500	435,900	476,800		
	26	240,500	312,500	352,300	384,100	437,800	478,400		
	27	241,800	313,800	353,800	385,700	439,600	479,900		
	28	243,100	315,100	355,400	387,300	441,500	481,500		
	29	244,400	316,300	356,900	388,900	443,300	483,000		
	30	245,700	317,500	358,500	390,500	444,800	484,500		
	31	246,900	318,700	360,000	392,100	446,300	485,900		
	32	248,100	319,900	361,600	393,700	447,800	487,400		
	33	249,300	321,100	363,100	395,200	449,200	488,800		
	34	250,500	322,300	364,700	396,800	450,500	489,800		
	35	251,700	323,500	366,200	398,400	451,800	490,700		
	36	252,900	324,700	367,800	400,000	453,100	491,700		
	37	254,100	325,800	369,300	401,500	454,300	492,600		
	38	255,300	327,000	370,900	403,100	455,500	493,600		
	39	256,500	328,200	372,400	404,600	456,600	494,500		
	40	257,700	329,400	374,000	406,200	457,800	495,500		
	41	258,800	330,500	375,500	407,700	458,900	496,400		
	42	260,000	331,700	377,000	409,300	459,600	497,200		

	43	261,200	332,900	378,500	410,800	460,200	497,900		
	44	262,400	334,100	380,000	412,300	460,900	498,700		
	45	263,500	335,200	381,500	413,800	461,500	499,400		
	46	264,700	336,400	382,900	415,100	462,100	500,000		
	47	265,900	337,600	384,300	416,300	462,700	500,600		
	48	267,100	338,800	385,700	417,600	463,300	501,200		
	49	268,200	339,900	387,100	418,800	463,800	501,700		
	50	269,400	341,100	388,300	419,900	464,300			
	51	270,600	342,300	389,500	420,900	464,800			
	52	271,800	343,500	390,700	422,000	465,300			
	53	272,900	344,600	391,900	423,000	465,800			
	54	274,100	345,800	392,900	423,700	466,300			
	55	275,300	347,000	393,800	424,300	466,700			
	56	276,500	348,200	394,700	425,000	467,100			
	57	277,600	349,300	395,600	425,600	467,500			
	58	278,800	350,300	396,500	426,200	467,900			
	59	279,900	351,300	397,300	426,700	468,300			
	60	281,100	352,300	398,100	427,200	468,700			
	61	282,200	353,300	398,900	427,700	469,100			
	62	283,300	354,200	399,700	428,200	469,500			
	63	284,400	355,000	400,500	428,600	469,900			
	64	285,500	355,900	401,300	429,100	470,300			
	65	286,600	356,700	402,000	429,500	470,700			
	66	287,700	357,500	402,700	430,000	471,100			
	67	288,700	358,300	403,400	430,400	471,500			
	68	289,700	359,100	404,100	430,800	471,900			
	69	290,700	359,900	404,800	431,200	472,200			
	70	291,500	360,700	405,500	431,500	472,500			
	71	292,300	361,400	406,100	431,800	472,800			
	72	293,100	362,200	406,800	432,100	473,100			
	73	293,900	362,900	407,400	432,400	473,300			
	74	294,700	363,700	408,100	432,700	473,600			
	75	295,500	364,400	408,700	433,000	473,900			
	76	296,300	365,100	409,300	433,300	474,200			
	77	297,000	365,800	409,900	433,500	474,400			
	78	297,800	366,500	410,400	433,800				
	79	298,600	367,100	410,900	434,000				
	80	299,400	367,800	411,400	434,300				
	81	300,100	368,400	411,800	434,500				
	82	300,700	368,900	412,200	434,800				
	83	301,300	369,300	412,600	435,000				
	84	301,900	369,800	413,000	435,300				
	85	302,400	370,200	413,400	435,500				
	86	302,800	370,700	413,800	435,800				
	87	303,100	371,100	414,200	436,000				
	88	303,400	371,600	414,600	436,300				
	89	303,700	372,000	414,900	436,500				

	90		372,500	415,300					
	91		372,900	415,700					
	92		373,300	416,100					
	93		373,700	416,400					
	94		374,200	416,800					
	95		374,600	417,200					
	96		375,000	417,600					
	97		375,400	417,900					
	98		375,900	418,300					
	99		376,300	418,600					
	100		376,700	419,000					
	101		377,100	419,300					

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		248,200	278,700	303,600	328,800	346,700	369,800	407,100	460,000

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

医　療　職　給　料　表

ア　医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	317,300	399,800	458,500	518,600	611,100
	2	319,700	402,400	460,300	520,300	614,200
	3	322,000	404,900	462,100	522,000	617,200
	4	324,200	407,400	463,900	523,700	620,300
	5	326,400	409,900	465,600	525,400	623,300
	6	329,900	412,500	467,400	527,200	625,700
	7	333,400	415,000	469,200	529,000	628,000
	8	336,900	417,500	471,000	530,800	630,400
	9	340,500	420,000	472,700	532,600	632,700
	10	344,000	422,600	474,500	534,700	634,200
	11	347,500	425,100	476,300	536,800	635,600
	12	351,000	427,600	478,100	538,900	637,100
	13	354,500	430,100	479,800	540,900	638,500
	14	358,000	432,800	481,600	542,900	639,500
	15	361,500	435,500	483,400	544,900	640,500
	16	365,000	438,100	485,200	546,900	641,500
	17	368,400	440,600	486,900	548,800	642,500
	18	371,600	442,800	488,900	550,700	643,500
	19	374,900	444,800	490,800	552,600	644,500
	20	378,100	446,900	492,700	554,500	645,500
	21	381,400	449,000	494,200	556,400	646,400
	22	384,700	450,600	495,900	558,200	647,400
	23	387,900	452,200	497,700	559,900	648,400
	24	391,000	453,800	499,500	561,700	649,400
	25	394,200	455,400	501,300	563,400	650,300
	26	396,600	456,900	503,000	565,200	651,300
	27	399,000	458,400	504,800	566,900	652,300
	28	401,200	459,800	506,600	568,700	653,300
	29	403,200	461,200	508,400	570,400	654,200
	30	404,900	462,700	510,100	572,200	655,200
	31	406,600	464,200	511,900	573,900	656,200
	32	408,400	465,600	513,700	575,600	657,200
	33	410,200	466,900	515,500	577,300	658,100
	34	412,000	468,400	517,400	579,000	659,100
	35	413,600	469,800	519,300	580,700	660,000
	36	415,100	471,200	521,200	582,400	661,000
	37	416,600	472,600	523,100	584,000	661,900
	38	418,000	474,000	524,800	585,600	662,900
	39	419,400	475,300	526,600	587,100	663,800
	40	420,800	476,600	528,400	588,600	664,800
	41	422,300	478,000	530,000	590,100	665,700
	42	423,100	479,300	531,800	591,400	666,700
	43	423,800	480,700	533,600	592,700	667,600

	44	424,500	482,100	535,100	594,000	668,600
	45	425,300	483,400	536,500	595,200	669,500
	46	425,900	484,700	538,200	596,200	670,500
	47	426,500	486,000	540,000	597,100	671,400
	48	427,000	487,400	541,700	598,100	672,400
	49	427,500	488,800	543,200	599,000	673,300
	50	427,900	490,400	544,500	599,900	674,300
	51	428,400	492,000	545,800	600,700	675,200
	52	428,800	493,500	547,100	601,600	676,200
	53	429,200	495,100	548,100	602,400	677,100
	54	429,500	496,300	549,400	603,300	678,100
	55	429,800	497,300	550,700	604,200	679,000
	56	430,200	498,300	552,000	605,100	680,000
	57	430,500	499,100	553,000	605,900	680,900
	58	430,800	500,000	553,800	606,800	
	59	431,100	500,900	554,600	607,600	
	60	431,400	501,700	555,400	608,500	
	61	431,800	502,400	556,300	609,300	
	62	432,100	503,100	557,100	610,200	
	63	432,400	503,800	557,900	611,000	
	64	432,700	504,400	558,600	611,900	
	65	433,000	505,000	559,400	612,700	
	66		505,700	560,200	613,600	
	67		506,300	560,900	614,400	
	68		506,900	561,800	615,300	
	69		507,200	562,700	616,100	
	70		507,800	563,500	617,000	
	71		508,400	564,400	617,800	
	72		509,100	565,300	618,700	
	73		509,500	566,100	619,500	
	74		510,100	566,900	620,400	
	75		510,800	567,700	621,200	
	76		511,500	568,400	622,100	
	77		511,900	569,200	622,900	
	78		512,500	570,100	623,800	
	79		513,100	571,000	624,600	
	80		513,600	571,900	625,500	
	81		514,100	572,700	626,300	
	82		514,600	573,600	627,200	
	83		515,100	574,500	628,000	
	84		515,600	575,400	628,900	
	85		516,000	576,200	629,700	
	86		516,500	577,100		
	87		516,900	578,000		
	88		517,300	578,900		
	89		517,800	579,700		
	90		518,400	580,600		
	91		518,900	581,400		

	92		519,300	582,300		
	93		519,800	583,100		
	94		520,400	584,000		
	95		521,000	584,800		
	96		521,500	585,700		
	97		522,000	586,500		
	98			587,400		
	99			588,200		
	100			589,100		
	101			589,900		
	102			590,800		
	103			591,600		
	104			592,500		
	105			593,300		
	106			594,200		
	107			595,000		
	108			595,900		
	109			596,700		
	110			597,600		
	111			598,400		
	112			599,300		
	113			600,100		
	114			601,000		
	115			601,800		
	116			602,700		
	117			603,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 339,500	基準給料月額 円 386,200	基準給料月額 円 446,500	基準給料月額 円 528,200	基準給料月額 円 636,200

備考　この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	214,100	243,700	320,800	360,400	401,600	467,600
	2	215,700	244,900	322,500	362,400	404,100	470,000
	3	217,300	246,000	324,200	364,400	406,500	472,300
	4	218,900	247,100	325,900	366,400	408,900	474,700
	5	220,400	248,200	327,600	368,300	411,300	477,000
	6	222,000	249,400	329,300	370,300	413,700	479,400
	7	223,600	250,500	331,000	372,300	416,100	481,700
	8	225,200	251,600	332,700	374,300	418,500	484,100
	9	226,700	252,700	334,400	376,200	420,900	486,400
	10	228,300	253,900	336,100	378,100	423,300	488,800
	11	229,900	255,000	337,800	380,000	425,700	491,100
	12	231,500	256,100	339,500	381,900	428,100	493,500
	13	233,000	257,200	341,100	383,800	430,400	495,800
	14	234,600	258,400	342,800	385,700	432,600	497,200
	15	236,100	259,500	344,500	387,600	434,700	498,500
	16	237,700	260,600	346,200	389,500	436,900	499,800
	17	239,200	261,700	347,800	391,400	439,000	501,100
	18	240,800	262,900	349,500	393,300	441,000	502,400
	19	242,300	264,000	351,200	395,200	442,900	503,700
	20	243,900	265,100	352,900	397,100	444,800	505,000
	21	245,400	266,200	354,500	399,000	446,700	506,200
	22	246,900	267,400	356,200	400,800	448,300	507,500
	23	248,300	268,500	357,900	402,500	449,900	508,700
	24	249,700	269,600	359,600	404,300	451,500	510,000
	25	251,100	270,700	361,200	406,000	453,000	511,300
	26	252,300	271,900	362,800	407,800	454,200	512,500
	27	253,400	273,000	364,400	409,500	455,400	513,700
	28	254,600	274,100	366,000	411,300	456,600	514,900
	29	255,700	275,200	367,600	413,000	457,800	516,000
	30	256,700	276,400	369,200	414,800	459,000	517,100
	31	257,700	277,500	370,800	416,500	460,200	518,200
	32	258,700	278,600	372,400	418,200	461,400	519,300
	33	259,600	279,700	373,900	419,900	462,600	520,400
	34	260,600	280,900	375,500	421,700	463,800	521,300
	35	261,600	282,000	377,100	423,400	465,000	522,100
	36	262,600	283,100	378,700	425,100	466,200	522,900
	37	263,500	284,200	380,200	426,800	467,400	523,700
	38	264,500	285,400	381,700	428,600	468,200	
	39	265,400	286,500	383,200	430,300	468,900	
	40	266,400	287,600	384,700	432,000	469,600	
	41	267,300	288,700	386,200	433,700	470,300	
	42	268,300	289,900	387,500	435,500	471,000	
	43	269,200	291,000	388,800	437,200	471,600	
	44	270,200	292,100	390,100	438,900	472,300	

	45	271,100	293,200	391,300	440,600	472,900	
	46	272,100	294,400	392,500	442,200	473,400	
	47	273,000	295,500	393,600	443,700	473,800	
	48	274,000	296,600	394,700	445,200	474,300	
	49	274,900	297,700	395,800	446,700	474,700	
	50	275,900	298,900	396,900	448,000	475,200	
	51	276,800	300,000	398,000	449,200	475,600	
	52	277,800	301,100	399,100	450,400	476,100	
	53	278,700	302,200	400,200	451,600	476,500	
	54	279,700	303,400	401,100	452,600		
	55	280,600	304,500	401,900	453,600		
	56	281,600	305,600	402,800	454,600		
	57	282,500	306,700	403,600	455,500		
	58	283,500	308,100	404,500	456,200		
	59	284,400	309,400	405,300	456,900		
	60	285,400	310,700	406,100	457,600		
	61	286,300	312,000	406,900	458,300		
	62	287,300	313,500	407,700	459,000		
	63	288,200	314,900	408,500	459,600		
	64	289,200	316,300	409,300	460,300		
	65	290,100	317,700	410,100	460,900		
	66	291,100	319,200	410,800	461,500		
	67	292,000	320,600	411,500	462,000		
	68	292,900	322,000	412,200	462,600		
	69	293,800	323,400	412,800	463,100		
	70	294,700	324,900	413,400			
	71	295,600	326,300	414,000			
	72	296,500	327,800	414,600			
	73	297,400	329,200	415,200			
	74	298,300	330,700	415,800			
	75	299,200	332,100	416,400			
	76	300,100	333,600	417,000			
	77	301,000	335,000	417,500			
	78	301,900	336,500	418,100			
	79	302,800	337,900	418,700			
	80	303,700	339,400	419,300			
	81	304,500	340,800	419,800			
	82	305,400	342,300	420,400			
	83	306,300	343,700	420,900			
	84	307,200	345,100	421,500			
	85	308,000	346,500	422,000			
	86	308,900	347,600	422,600			
	87	309,800	348,600	423,100			
	88	310,700	349,600	423,700			
	89	311,500	350,600	424,200			
	90	312,200	351,600	424,700			
	91	312,900	352,600	425,200			
	92	313,600	353,600	425,700			

	93	314,200	354,500	426,100			
	94	314,800	355,300	426,600			
	95	315,300	356,100	427,000			
	96	315,900	356,900	427,500			
	97	316,400	357,700	427,900			
	98		358,300	428,400			
	99		358,900	428,800			
	100		359,500	429,300			
	101		360,000	429,700			
	102		360,600	430,200			
	103		361,100	430,600			
	104		361,700	431,000			
	105		362,200	431,400			
	106		362,800				
	107		363,300				
	108		363,900				
	109		364,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		248,400	283,700	305,600	321,700	337,700	397,200

備考　この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	223,800	263,600	300,500	322,500	359,700	403,000
	2	225,500	264,800	301,600	324,000	361,700	405,500
	3	227,200	265,900	302,600	325,400	363,700	407,900
	4	228,900	267,000	303,700	326,800	365,700	410,400
	5	230,600	268,100	304,700	328,200	367,700	412,800
	6	232,300	269,300	305,800	329,800	369,700	415,100
	7	234,000	270,400	306,800	331,300	371,700	417,400
	8	235,700	271,500	307,900	332,800	373,700	419,700
	9	237,400	272,600	308,900	334,300	375,700	422,000
	10	239,100	273,700	310,100	335,900	377,700	424,300
	11	240,800	274,800	311,200	337,400	379,700	426,600
	12	242,500	275,900	312,300	338,900	381,700	428,900
	13	244,200	277,000	313,400	340,400	383,700	431,100
	14	245,900	277,800	314,700	342,100	385,700	433,200
	15	247,600	278,600	315,900	343,700	387,700	435,200
	16	249,300	279,400	317,200	345,400	389,700	437,200
	17	251,000	280,200	318,400	347,000	391,700	439,200
	18	252,700	281,000	319,800	348,700	393,700	441,200
	19	254,400	281,800	321,100	350,400	395,700	443,200
	20	256,100	282,600	322,400	352,100	397,700	445,200
	21	257,700	283,400	323,700	353,800	399,700	447,200
	22	259,400	284,200	325,100	355,600	401,700	448,900
	23	261,100	285,000	326,400	357,300	403,700	450,600
	24	262,800	285,800	327,700	359,000	405,700	452,300
	25	264,400	286,600	329,000	360,700	407,700	453,900
	26	266,000	287,400	330,400	362,600	409,700	455,300
	27	267,600	288,200	331,700	364,500	411,600	456,700
	28	269,200	289,000	333,000	366,400	413,600	458,100
	29	270,800	289,800	334,300	368,200	415,500	459,500
	30	271,600	290,600	335,700	370,100	417,400	460,900
	31	272,400	291,400	337,000	372,000	419,200	462,300
	32	273,200	292,200	338,300	373,900	421,000	463,700
	33	273,900	293,000	339,600	375,700	422,800	465,000
	34	274,700	293,800	341,000	377,600	424,600	466,400
	35	275,500	294,600	342,300	379,500	426,300	467,700
	36	276,300	295,400	343,600	381,400	428,100	469,000
	37	277,000	296,200	344,900	383,200	429,800	470,300
	38	277,800	297,000	346,300	385,100	431,400	471,600
	39	278,600	297,800	347,600	387,000	433,000	472,800
	40	279,400	298,600	348,900	388,900	434,600	474,100
	41	280,100	299,400	350,200	390,700	436,200	475,300
	42	280,900	300,200	351,600	392,700	437,600	476,100
	43	281,700	301,000	352,900	394,600	439,000	476,900
	44	282,500	301,800	354,300	396,500	440,400	477,700
	45	283,200	302,600	355,600	398,400	441,800	478,500
	46	284,000	303,400	357,000	400,300	443,200	479,300

47	284,800	304,200	358,400	402,200	444,600	480,000
48	285,600	305,000	359,800	404,100	446,000	480,800
49	286,300	305,800	361,200	405,900	447,400	481,500
50	287,100	306,800	362,600	407,800	448,800	482,200
51	287,900	307,800	364,000	409,700	450,200	482,900
52	288,700	308,800	365,400	411,600	451,600	483,600
53	289,400	309,700	366,800	413,400	452,900	484,200
54	290,200	310,700	368,300	415,200	454,200	
55	291,000	311,700	369,700	416,900	455,400	
56	291,800	312,700	371,100	418,700	456,600	
57	292,500	313,600	372,500	420,400	457,800	
58	293,300	314,600	374,000	422,100	458,700	
59	294,000	315,600	375,400	423,800	459,600	
60	294,800	316,600	376,900	425,500	460,500	
61	295,500	317,500	378,300	427,200	461,300	
62	296,300	318,500	379,800	428,800	462,000	
63	297,000	319,500	381,300	430,300	462,600	
64	297,800	320,500	382,800	431,800	463,300	
65	298,500	321,400	384,300	433,300	463,900	
66	299,200	322,500	385,800	434,700	464,600	
67	299,900	323,500	387,200	436,100	465,200	
68	300,600	324,500	388,600	437,500	465,800	
69	301,300	325,500	390,000	438,800	466,400	
70	302,000	326,600	391,400	440,100	467,000	
71	302,700	327,700	392,700	441,300	467,600	
72	303,400	328,800	394,000	442,600	468,200	
73	304,100	329,900	395,300	443,800	468,800	
74	304,800	331,000	396,400	445,000		
75	305,500	332,100	397,500	446,200		
76	306,200	333,200	398,600	447,400		
77	306,800	334,300	399,600	448,600		
78	307,500	335,400	400,500	449,800		
79	308,100	336,500	401,300	451,000		
80	308,800	337,600	402,200	452,200		
81	309,400	338,700	403,000	453,400		
82	309,900	339,800	403,800	454,100		
83	310,300	340,900	404,500	454,800		
84	310,800	342,000	405,200	455,500		
85	311,200	343,100	405,900	456,100		
86		344,100	406,700	456,700		
87		345,100	407,400	457,200		
88		346,100	408,100	457,800		
89		347,100	408,800	458,300		
90		348,100	409,500			
91		349,100	410,200			
92		350,100	410,900			
93		351,000	411,500			
94		351,600	412,200			
95		352,200	412,800			

	96		352,800	413,500			
	97		353,400	414,100			
	98			414,800			
	99			415,400			
	100			416,100			
	101			416,700			
	102			417,300			
	103			417,900			
	104			418,500			
	105			419,100			
	106			419,700			
	107			420,300			
	108			420,900			
	109			421,500			
	110			422,100			
	111			422,600			
	112			423,200			
	113			423,700			
	114			424,200			
	115			424,700			
	116			425,200			
	117			425,600			
	118			426,100			
	119			426,500			
	120			427,000			
	121			427,400			
	122			427,900			
	123			428,300			
	124			428,800			
	125			429,200			
	126			429,700			
	127			430,100			
	128			430,500			
	129			430,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 268,400	基準給料月額 円 298,300	基準給料月額 円 310,100	基準給料月額 円 322,100	基準給料月額 円 346,300	基準給料月額 円 389,600

備考　この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

消　防　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	214,800	283,500	314,000	341,500	372,800	389,100	424,400	511,500	561,600
	2	216,200	284,900	315,600	343,000	374,200	391,200	426,900	517,200	567,100
	3	217,500	286,300	317,200	344,500	375,600	393,300	429,300	522,700	572,600
	4	218,800	287,700	318,800	346,000	377,000	395,400	431,800	528,000	578,100
	5	220,100	289,000	320,400	347,400	378,400	397,400	434,200	533,100	583,600
	6	221,700	290,400	322,000	348,900	379,800	399,500	436,700	538,000	589,100
	7	223,200	291,800	323,600	350,400	381,200	401,600	439,100	542,700	594,600
	8	224,700	293,200	325,200	351,900	382,600	403,700	441,600	547,200	600,100
	9	226,200	294,500	326,800	353,300	384,000	405,700	444,000	551,500	
	10	227,900	295,900	328,400	354,800	385,400	407,800	446,500		
	11	229,600	297,300	330,000	356,300	386,800	409,900	448,900		
	12	231,300	298,700	331,600	357,800	388,200	412,000	451,400		
	13	232,900	300,000	333,200	359,200	389,600	414,000	453,800		
	14	234,700	301,400	334,800	360,700	391,000	416,100	456,200		
	15	236,400	302,800	336,400	362,200	392,400	418,100	458,500		
	16	238,100	304,200	338,000	363,700	393,800	420,200	460,900		
	17	239,800	305,500	339,600	365,100	395,200	422,200	463,200		
	18	241,600	306,900	341,200	366,600	396,600	424,300	465,500		
	19	243,300	308,200	342,800	368,100	398,000	426,300	467,800		
	20	245,000	309,500	344,400	369,600	399,400	428,400	470,100		
	21	246,700	310,800	346,000	371,000	400,800	430,400	472,300		
	22	248,500	312,100	347,600	372,500	402,200	432,500	473,800		
	23	250,200	313,400	349,200	374,000	403,600	434,500	475,200		
	24	251,900	314,700	350,800	375,500	405,000	436,500	476,700		
	25	253,600	316,000	352,400	376,900	406,400	438,500	478,100		
	26	255,000	317,200	354,000	378,400	407,800	440,300	479,600		
	27	256,300	318,400	355,600	379,900	409,200	442,100	481,000		
	28	257,600	319,600	357,200	381,400	410,600	443,900	482,400		
	29	258,900	320,800	358,800	382,800	412,000	445,600	483,800		
	30	260,100	322,000	360,400	384,200	413,400	447,100	485,100		
	31	261,200	323,100	362,000	385,500	414,800	448,500	486,400		
	32	262,400	324,300	363,600	386,900	416,200	450,000	487,700		
	33	263,500	325,400	365,200	388,200	417,600	451,400	488,900		
	34	264,600	326,600	366,700	389,500	419,000	452,600	490,000		
	35	265,600	327,700	368,100	390,800	420,400	453,800	491,100		
	36	266,600	328,800	369,600	392,100	421,800	455,000	492,200		
	37	267,600	329,900	371,000	393,300	423,200	456,100	493,300		
	38	268,700	331,100	372,500	394,500	424,300	457,300	494,400		
	39	269,700	332,200	373,900	395,700	425,300	458,500	495,500		
	40	270,700	333,300	375,400	396,900	426,300	459,700	496,600		
	41	271,700	334,400	376,800	398,100	427,300	460,800	497,600		
	42	272,800	335,600	378,200	399,300	428,000	461,500	498,400		
	43	273,800	336,700	379,500	400,400	428,600	462,200	499,200		
	44	274,800	337,800	380,900	401,600	429,300	462,900	500,000		
	45	275,800	338,900	382,200	402,700	429,900	463,600	500,800		
	46	276,900	340,100	383,600	403,600	430,500	464,300	501,300		
	47	277,900	341,200	384,900	404,500	431,000	464,900	501,800		
	48	278,900	342,300	386,300	405,400	431,500	465,500	502,300		
	49	279,900	343,400	387,600	406,200	432,000	466,100	502,800		
	50	281,000	344,600	388,800	406,900	432,500	466,600			
	51	282,000	345,700	390,000	407,500	433,000	467,000			

	52	283,000	346,800	391,200	408,200	433,500	467,500			
	53	284,000	347,900	392,400	408,800	433,900	467,900			
	54	285,100	349,100	393,400	409,500	434,300	468,400			
	55	286,100	350,200	394,400	410,100	434,600	468,800			
	56	287,100	351,300	395,400	410,700	434,900	469,300			
	57	288,100	352,400	396,400	411,300	435,200	469,700			
	58	289,200	353,400	397,200	411,900	435,500	470,200			
	59	290,200	354,300	398,000	412,400	435,800	470,600			
	60	291,200	355,200	398,800	413,000	436,100	471,100			
	61	292,200	356,100	399,600	413,500	436,300	471,500			
	62	293,300	357,000	400,300	414,100	436,600	471,900			
	63	294,300	357,800	401,000	414,600	436,900	472,300			
	64	295,300	358,700	401,700	415,100	437,200	472,700			
	65	296,300	359,500	402,300	415,600	437,400	473,100			
	66	297,400	360,300	403,000	416,100	437,700	473,500			
	67	298,400	361,000	403,600	416,600	438,000	473,900			
	68	299,400	361,800	404,300	417,100	438,300	474,300			
	69	300,400	362,500	404,900	417,600	438,500	474,600			
	70	301,400	363,200	405,600	418,000	438,800	475,000			
	71	302,300	363,900	406,200	418,400	439,100	475,300			
	72	303,300	364,600	406,800	418,800	439,400	475,600			
	73	304,200	365,300	407,400	419,200	439,600	475,900			
	74	305,200	366,000	408,000	419,600	439,900	476,200			
	75	306,100	366,700	408,500	420,000	440,200	476,500			
	76	307,000	367,400	409,100	420,400	440,500	476,800			
	77	307,900	368,000	409,600	420,700	440,700	477,000			
	78	308,700	368,700	410,200	421,100					
	79	309,500	369,300	410,700	421,500					
	80	310,300	369,900	411,200	421,900					
	81	311,000	370,500	411,700	422,200					
	82	311,700	371,000	412,200	422,600					
	83	312,300	371,500	412,700	422,900					
	84	313,000	372,000	413,200	423,300					
	85	313,600	372,400	413,700	423,600					
	86	314,100	372,900	414,100	424,000					
	87	314,500	373,300	414,500	424,300					
	88	315,000	373,800	414,900	424,700					
	89	315,400	374,200	415,300	425,000					
	90		374,700	415,700	425,300					
	91		375,100	416,100	425,600					
	92		375,500	416,500	425,900					
	93		375,900	416,800	426,200					
	94		376,400	417,200	426,500					
	95		376,800	417,600	426,800					
	96		377,200	418,000	427,100					
	97		377,600	418,300	427,400					
	98		378,000	418,700	427,700					
	99		378,400	419,000	428,000					
	100		378,800	419,400	428,300					
	101		379,100	419,700	428,600					

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		248,700	279,300	304,100	307,600	329,300	347,300	370,300	407,400	460,600

備考　この表は、消防吏員に適用する。

第２条　さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第２７条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第３０条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０７．５を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４～６　［略］	（期末手当） 第２７条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第３０条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０８．７５を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」とする。 ４～６　［略］
（勤勉手当） 第３０条　［略］ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０７．５（特定管理職員にあっては、１００分の１２７．５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手	（勤勉手当） 第３０条　［略］ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０８．７５（特定管理職員にあっては、１００分の１２８．７５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手

当基礎額に１００分の５２．５（特定管理職員にあっては、１００分の６２．５）を乗じて得た額の総額 ３～５　［略］	当基礎額に１００分の５３．７５（特定管理職員にあっては、１００分の６３．７５）を乗じて得た額の総額 ３～５　［略］

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（給与に関する特例）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>１</td><td>４１９，０００</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４７０，０００</td></tr>
<tr><td>３</td><td>５２５，０００</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５９３，０００</td></tr>
<tr><td>５</td><td>６７７，０００</td></tr>
<tr><td>６</td><td>７９０，０００</td></tr>
<tr><td>７</td><td>９２３，０００</td></tr>
</table>
２～５　［略］

（給与条例の適用除外等）
第９条　［略］
２　特定任期付職員に対する給与条例第２５条第１項及び第２項、第２７条第２項並びに第３０条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第２５条第１項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第３５号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２５条第２項中「指定管理職</td><td>（給与に関する特例）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>１</td><td>４０５，０００</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４５５，０００</td></tr>
<tr><td>３</td><td>５０８，０００</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５７４，０００</td></tr>
<tr><td>５</td><td>６５５，０００</td></tr>
<tr><td>６</td><td>７６５，０００</td></tr>
<tr><td>７</td><td>８９３，０００</td></tr>
</table>
２～５　［略］

（給与条例の適用除外等）
第９条　［略］
２　特定任期付職員に対する給与条例第２５条第１項及び第２項、第２７条第２項並びに第３０条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第２５条第１項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第３５号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２５条第２項中「指定管理職</td></tr>
</table>

員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２７条第２項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第３０条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。	員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２７条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、給与条例第３０条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」とする。

第４条　さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第９条　［略］ ２　特定任期付職員に対する給与条例第２５条第１項及び第２項、第２７条第２項並びに第３０条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第２５条第１項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第３５号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２５条第２項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２７条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と、給与条例第３０条第２項第１号中「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」とする。	（給与条例の適用除外等） 第９条　［略］ ２　特定任期付職員に対する給与条例第２５条第１項及び第２項、第２７条第２項並びに第３０条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第２５条第１項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第３５号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２５条第２項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２７条第２項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、給与条例第３０条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第９条第１項及び別表第１から別表第３までの規定並びに第３条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第７条第１項の規定は令和８年４月１日から、改正後の給与条例第２７条第２項及び第３項並びに第３０条第２項の規定並びに改正後の任期付職員給与条例第９条第２項の規定は同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第３条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第１９０号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（災害対策業務手当） 第３条　災害対策業務手当は、次に掲げる職員に支給する。 ⑴　災害発生時に庁外においてその対策業務に従事した職員 ⑵　消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定による協定に基づく要請を受けて災害が発生した本市の区域外の地域で行う業務若しくは同法第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊として行う業務又は大規模な災害として市長が定める災害発生時におけるその対策業務に従事した職員 ２　前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。 ⑴　前項第１号に掲げる職員　従事した日１日につき１，４４０円 ⑵　前項第２号に掲げる職員　従事した日１日につき２，８８０円	（災害対策業務手当） 第３条　災害対策業務手当は、災害発生時に庁外においてその対策業務に従事した職員に支給する。 ２　前項に規定する手当の額は、従事した日１日につき１，０００円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2　この条例による改正後のさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（災害対策業務手当の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のさいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例第３条の規定に基づいて支給された災害対策業務手当は、改正後の条例の規定による災害対策業務手当の内払とみなす。

議案第１９１号

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例

（さいたま市市税条例の一部改正）

第１条　さいたま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （端末機を使用する方法による証明書の交付請求に係る手数料に関する特例） 第６０条　令和９年２月２６日から令和１０年３月３０日までの間、第１０条第２項の規定については、同項中「２００円」とあるのは、「１０円」とする。	附　則 （電子情報処理組織を使用する方法による証明書の交付請求に係る手数料に関する特例） 第６０条　さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和４年さいたま市条例第４６号）の施行の日から令和８年３月３１日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年さいたま市条例第６６号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により交付の請求（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

	録をして請求するものに限る。）を行う場合の第１０条第１項及び第８２条の３第１項の規定の適用については、これらの項中「３００円」とあるのは、「２００円」とする。

（さいたま市事務手数料条例の一部改正）

第２条　さいたま市事務手数料条例（平成１３年さいたま市条例第６９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則 １～３　［略］ （端末機を使用する方法による証明の交付請求に係る手数料に関する特例） ４　令和９年２月２６日から令和１０年３月３０日までの間、別表第１項中「２００円」とあるのは、「１０円」とする。	附　則 １～３　［略］ （電子情報処理組織を使用する方法による証明の申請に係る手数料に関する特例） ４　さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和４年さいたま市条例第４６号）の施行の日から令和８年３月３１日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年さいたま市条例第６６号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の次に掲げる証明に係る手数料の額については、別表第１項の規定にかかわらず、１件につき２００円とする。 ⑴　市税に係る証明（さいたま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）第１０条第１項及び第８２条の３第１項に規定する証明書による証明を除く。） ⑵　身分に係る証明

	⑶　現に婚姻していないことの証明

附　則

この条例は、令和９年２月２６日から施行する。

議案第１９２号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成１３年さいたま市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則 １～５　［略］ （端末機を使用する方法による証明書等の交付請求に係る手数料に関する特例） ６　令和９年２月２６日から令和１０年３月３０日までの間、別表第１項第１号中「３５０円」とあるのは「１０円」と、同表第２項及び第６項中「２００円」とあるのは「１０円」とする。	附　則 １～５　［略］ （電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例） ６　さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例（令和４年さいたま市条例第４７号）の施行の日から令和８年３月３１日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年さいたま市条例第６６号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の別表第１項第１号及び第２項に掲げる交付の手数料の額については、さいたま市印鑑条例（平成１３年さいたま市条例第２００号）第１３条第２項に規定する端末機（以下「端

	末機」という。）による交付以外の交付を受ける場合の手数料の額から１００円を減じた額とする。

別表（第２条関係）

事務の種類	手数料の額
１　法第１０条第１項及び第１０条の２第１項から第５項まで（これらの規定を法第１２条の２において準用する場合を含む。）、第４８条第１項及び第２項（これらの規定を法第１１７条において準用する場合を含む。）、第１２０条第１項、第１２０条の２第１項、第１２０条の３第１項及び第２項、第１２０条の６第１項並びに第１２６条の規定による戸籍に関する事務	
⑴　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	１通につき　４５０円（さいたま市印鑑条例（平成１３年さいたま市条例第２００号）第１３条第２項に規定する端末機（以下「端末機」という。）により交付（端末機で交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合における端末機による交付以外の交付を含む。次項及び第６項において同じ。）を受ける場合については、１通につき３５０円）
⑵～⑹　［略］	［略］
２～８　［略］	

別表（第２条関係）

事務の種類	手数料の額
１　法第１０条第１項及び第１０条の２第１項から第５項まで（これらの規定を法第１２条の２において準用する場合を含む。）、第４８条第１項及び第２項（これらの規定を法第１１７条において準用する場合を含む。）、第１２０条第１項、第１２０条の２第１項、第１２０条の３第１項及び第２項、第１２０条の６第１項並びに第１２６条の規定による戸籍に関する事務	
⑴　戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	１通につき　４５０円（端末機により交付（端末機で交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合における端末機による交付以外の交付を含む。次項及び第６項において同じ。）を受ける場合については、１通につき３５０円）
⑵～⑹　［略］	［略］
２～８　［略］	

附　則

この条例は、令和９年２月２６日から施行する。

議案第１９３号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２９年さいたま市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第１０条　委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条及び第２０条の２において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委	（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第１０条　委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定め

員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、校務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。	る者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、校務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。
２・３　［略］	２・３　［略］
４　前３項の規定は、第１８条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条及び第２０条の２において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	４　前３項の規定は、第１８条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
（休暇の種類） 第１４条　教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇とする。	（休暇の種類） 第１４条　教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。
（子育て部分休暇） 第２０条の２　子育て部分休暇は、教職員（育児短時間勤務をしている教職員その他その任用の状況	

がこれに類する教職員として教育委員会規則で定める教職員を除く。）がその小学校就学の始期から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、校務の運営に支障がない範囲で、当該教職員が１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２　子育て部分休暇の請求をしようとする教職員は、教育委員会規則で定める１年の期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを委員会に申し出るものとする。 ⑴　１日につき２時間を超えない範囲内 ⑵　１年につき７７時間３０分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間）を超えない範囲内 ３　前項の規定による申出をした教職員は、教育委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 ４　第２項の規定による申出をした教職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。 ５　第１８条第３項の規定は、子育て部分休暇について準用する。 ６　育児休業法第５条及び第１６条の規定は、子育て部分休暇について準用する。この場合において、育児休業法第５条第２項中「条例」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。	
（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇の承認） 第２１条　病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇については、教育委員会規則の定めるところにより、委員会の承認を受けなければならない。	（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第２１条　病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、教育委員会規則の定めるところにより、委員会の承認を受けなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和９年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　教職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この

条例による改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第２０条の２第２項から第４項までの規定の例により、同条第２項各号のいずれの範囲内で子育て部分休暇の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第３項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更並びに同条第４項の規定による請求とみなす。

議案第１９４号

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市教職員の給与に関する条例（平成２９年さいたま市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

教育職給料表

ア　教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級／号給	１　級	２　級	特　２　級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	510,500
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	511,100
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	511,800
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	512,400
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	513,000
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	513,600
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	514,300
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	514,900
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	515,500
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	516,100
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	516,800
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	517,400
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	518,000
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	518,600
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	519,300
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	519,900

	42	289,900	340,000	410,500	463,100	520,500
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	521,100
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	521,800
	45	292,400	345,300	414,800	466,700	522,400
	46	293,200	347,200	416,400	468,000	
	47	294,000	348,900	418,000	469,200	
	48	294,800	350,700	419,400	470,400	
	49	295,500	352,500	420,600	471,500	
	50	296,300	354,300	422,000	472,700	
	51	297,000	356,000	423,400	473,900	
	52	297,800	357,700	424,700	475,100	
	53	298,600	359,400	425,900	476,300	
	54	299,400	360,800	427,100	477,500	
	55	300,100	362,200	428,400	478,700	
	56	300,900	363,700	429,700	479,900	
	57	301,600	365,300	431,000	481,000	
	58	302,200	366,900	432,300	481,600	
	59	303,000	368,400	433,700	482,100	
	60	303,800	370,000	434,900	482,600	
	61	304,500	371,600	436,100	483,100	
	62	305,100	373,200	437,500	483,700	
	63	305,900	374,800	438,900	484,200	
	64	306,500	376,300	440,200	484,700	
	65	307,500	377,900	441,400	485,200	
	66	308,300	379,500	442,600	485,800	
	67	309,000	381,100	443,900	486,300	
	68	309,700	382,600	445,300	486,800	
	69	310,400	384,100	446,600	487,300	
	70	311,100	385,700	447,800	487,900	
	71	311,800	387,100	448,800	488,400	
	72	312,500	388,600	450,000	488,900	
	73	313,200	390,100	451,200	489,400	
	74	313,900	391,700	452,300	490,000	
	75	314,600	393,300	453,500	490,500	
	76	315,200	394,800	454,500	491,000	
	77	315,800	396,200	455,600	491,500	
	78	316,500	397,600	456,600	492,100	
	79	317,200	399,000	457,600	492,600	
	80	317,800	400,300	458,600	493,100	
	81	318,400	401,600	459,500	493,600	
	82	319,000	403,000	460,300	494,200	
	83	319,700	404,300	461,100	494,700	
	84	320,400	405,600	461,900	495,200	
	85	321,100	406,700	462,600	495,700	
	86	321,900	408,100	463,000		
	87	322,600	409,400	463,400		
	88	323,200	410,700	463,800		
	89	323,900	411,900	464,200		

	90	324,700	413,200	464,500			
	91	325,400	414,300	464,800			
	92	326,200	415,500	465,000			
	93	326,700	416,700	465,300			
	94	327,400	417,800	465,600			
	95	328,100	419,000	465,900			
	96	328,800	420,200	466,100			
	97	329,400	421,600	466,300			
	98	330,000	422,600	466,600			
	99	330,800	423,600	466,900			
	100	331,500	424,600	467,100			
	101	332,300	425,500	467,300			
	102	333,100	426,500	467,600			
	103	334,000	427,600	467,900			
	104	334,800	428,700	468,100			
	105	335,400	429,400	468,300			
	106	336,200	430,300				
	107	337,000	431,200				
	108	337,800	432,100				
	109	338,400	432,900				
	110	338,800	433,700				
	111	339,100	434,500				
	112	339,600	435,300				
	113	340,100	435,900				
	114	340,500	436,600				
	115	340,900	437,300				
	116	341,300	438,000				
	117	341,800	438,600				
	118	342,300	439,100				
	119	342,700	439,400				
	120	343,200	439,700				
	121	343,700	440,000				
	122	344,100	440,300				
	123	344,500	440,600				
	124	345,000	440,800				
	125	345,500	441,000				
	126	345,800	441,300				
	127	346,100	441,600				
	128	346,400	441,800				
	129	346,600	442,000				
	130	346,900	442,300				
	131	347,200	442,600				
	132	347,400	442,800				
	133	347,600	443,000				
	134	347,800	443,300				
	135	348,000	443,600				
	136	348,300	443,800				
	137	348,600	444,000				

	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800	446,300			
	147	351,100	446,600			
	148	351,400	446,800			
	149	351,600	447,000			
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額 円 268,200	基準給料月額 円 313,100	基準給料月額 円 345,700	基準給料月額 円 376,600	基準給料月額 円 471,600

備考

1　この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

2　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく４級である教育職員は3,800円をそれぞれ加算した額とする。

イ　教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	482,400
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	483,400
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	483,800
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	484,300
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	484,800
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	485,300
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	485,700
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	486,200
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	486,700
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	487,200
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	487,600
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	488,100
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	488,600
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	489,100
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	

	45	292,000	324,500	407,900	428,000	
	46	292,800	326,300	409,100	429,200	
	47	293,600	328,000	410,300	430,400	
	48	294,400	329,700	411,400	431,600	
	49	295,000	331,400	412,300	432,700	
	50	295,800	333,200	413,500	433,700	
	51	296,500	335,000	414,500	435,000	
	52	297,200	336,700	415,600	436,200	
	53	298,000	338,100	416,400	437,400	
	54	298,800	340,000	417,500	438,500	
	55	299,400	341,800	418,500	439,600	
	56	300,100	343,500	419,500	440,700	
	57	300,800	345,300	420,600	441,700	
	58	301,600	347,200	421,600	442,900	
	59	302,400	348,900	422,700	444,100	
	60	303,000	350,700	423,800	445,300	
	61	303,600	352,500	424,800	445,900	
	62	304,300	354,300	425,900	446,700	
	63	305,000	356,000	427,000	447,400	
	64	305,500	357,700	428,000	447,900	
	65	306,200	359,400	428,900	448,200	
	66	306,900	360,800	429,800	448,500	
	67	307,500	362,200	430,800	448,900	
	68	308,100	363,700	431,800	449,300	
	69	308,800	365,300	432,600	449,600	
	70	309,500	366,800	433,400	450,000	
	71	310,100	368,300	434,100	450,300	
	72	310,800	369,800	434,900	450,600	
	73	311,300	371,200	435,600	450,900	
	74	312,000	372,800	436,200	451,200	
	75	312,700	374,300	436,900	451,500	
	76	313,200	375,700	437,600	451,800	
	77	313,800	377,100	438,200	452,000	
	78	314,500	378,600	438,900	452,300	
	79	315,100	380,100	439,400	452,600	
	80	315,700	381,700	440,000	452,800	
	81	316,200	383,000	440,400	453,000	
	82	316,800	384,300	440,800	453,300	
	83	317,400	385,600	441,100	453,600	
	84	318,000	386,800	441,300	453,800	
	85	318,400	387,900	441,500	454,000	
	86	318,800	389,100	441,800	454,300	
	87	319,300	390,100	442,100	454,600	
	88	319,800	391,200	442,300	454,800	
	89	320,200	392,200	442,500	455,000	
	90	320,600	393,300	442,800	455,300	
	91	321,000	394,400	443,100	455,600	
	92	321,400	395,400	443,300	455,800	

	93	321,700	396,500	443,500	456,000	
	94	322,100	397,600	443,800	456,300	
	95	322,500	398,600	444,100	456,600	
	96	322,800	399,700	444,300	456,800	
	97	323,100	400,700	444,500	457,000	
	98	323,500	401,700	444,800	457,300	
	99	323,800	402,600	445,100	457,600	
	100	324,100	403,500	445,300	457,800	
	101	324,500	404,300	445,500	458,000	
	102	324,800	405,300	445,800	458,300	
	103	325,100	406,100	446,100	458,600	
	104	325,400	407,000	446,300	458,800	
	105	325,600	407,800	446,500	459,000	
	106	325,900	408,700			
	107	326,200	409,600			
	108	326,400	410,500			
	109	326,600	411,300			
	110	326,800	412,300			
	111	327,100	413,200			
	112	327,400	414,100			
	113	327,600	414,700			
	114	327,800	415,600			
	115	328,000	416,500			
	116	328,300	417,400			
	117	328,600	418,200			
	118	328,800	418,900			
	119	329,100	419,700			
	120	329,400	420,500			
	121	329,600	421,100			
	122	329,800	421,800			
	123	330,000	422,500			
	124	330,300	423,100			
	125	330,600	423,700			
	126		424,400			
	127		424,900			
	128		425,500			
	129		426,100			
	130		426,700			
	131		427,200			
	132		427,700			
	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			

	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額 円 259,100	基準給料月額 円 310,000	基準給料月額 円 340,900	基準給料月額 円 370,000	基準給料月額 円 460,300

備考

1　この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。

2　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に11,500円を、同じく４級である教育職員は4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第２（第４条関係）

学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級／号給	１　級	２　級	３　級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員	1	214,100	243,700	320,800
	2	215,700	244,900	322,500
	3	217,300	246,000	324,200
	4	218,900	247,100	325,900
	5	220,400	248,200	327,600
	6	222,000	249,400	329,300
	7	223,600	250,500	331,000
	8	225,200	251,600	332,700
	9	226,700	252,700	334,400
	10	228,300	253,900	336,100
	11	229,900	255,000	337,800
	12	231,500	256,100	339,500
	13	233,000	257,200	341,100
	14	234,600	258,400	342,800
	15	236,100	259,500	344,500
	16	237,700	260,600	346,200
	17	239,200	261,700	347,800
	18	240,800	262,900	349,500
	19	242,300	264,000	351,200
	20	243,900	265,100	352,900
	21	245,400	266,200	354,500
	22	246,900	267,400	356,200
	23	248,300	268,500	357,900
	24	249,700	269,600	359,600
	25	251,100	270,700	361,200
	26	252,300	271,900	362,800
	27	253,400	273,000	364,400
	28	254,600	274,100	366,000
	29	255,700	275,200	367,600
	30	256,700	276,400	369,200
	31	257,700	277,500	370,800
	32	258,700	278,600	372,400
	33	259,600	279,700	373,900
	34	260,600	280,900	375,500
	35	261,600	282,000	377,100
	36	262,600	283,100	378,700
	37	263,500	284,200	380,200
	38	264,500	285,400	381,700
	39	265,400	286,500	383,200
	40	266,400	287,600	384,700
	41	267,300	288,700	386,200

	42	268,300	289,900	387,500
	43	269,200	291,000	388,800
	44	270,200	292,100	390,100
	45	271,100	293,200	391,300
	46	272,100	294,400	392,500
	47	273,000	295,500	393,600
	48	274,000	296,600	394,700
	49	274,900	297,700	395,800
	50	275,900	298,900	396,900
	51	276,800	300,000	398,000
	52	277,800	301,100	399,100
	53	278,700	302,200	400,200
	54	279,700	303,400	401,100
	55	280,600	304,500	401,900
	56	281,600	305,600	402,800
	57	282,500	306,700	403,600
	58	283,500	308,100	404,500
	59	284,400	309,400	405,300
	60	285,400	310,700	406,100
	61	286,300	312,000	406,900
	62	287,300	313,500	407,700
	63	288,200	314,900	408,500
	64	289,200	316,300	409,300
	65	290,100	317,700	410,100
	66	291,100	319,200	410,800
	67	292,000	320,600	411,500
	68	292,900	322,000	412,200
	69	293,800	323,400	412,800
	70	294,700	324,900	413,400
	71	295,600	326,300	414,000
	72	296,500	327,800	414,600
	73	297,400	329,200	415,200
	74	298,300	330,700	415,800
	75	299,200	332,100	416,400
	76	300,100	333,600	417,000
	77	301,000	335,000	417,500
	78	301,900	336,500	418,100
	79	302,800	337,900	418,700
	80	303,700	339,400	419,300
	81	304,500	340,800	419,800
	82	305,400	342,300	420,400
	83	306,300	343,700	420,900
	84	307,200	345,100	421,500
	85	308,000	346,500	422,000
	86	308,900	347,600	422,600
	87	309,800	348,600	423,100

	88	310,700	349,600	423,700
	89	311,500	350,600	424,200
	90	312,200	351,600	424,700
	91	312,900	352,600	425,200
	92	313,600	353,600	425,700
	93	314,200	354,500	426,100
	94	314,800	355,300	426,600
	95	315,300	356,100	427,000
	96	315,900	356,900	427,500
	97	316,400	357,700	427,900
	98		358,300	428,400
	99		358,900	428,800
	100		359,500	429,300
	101		360,000	429,700
	102		360,600	430,200
	103		361,100	430,600
	104		361,700	431,000
	105		362,200	431,400
	106		362,800	
	107		363,300	
	108		363,900	
	109		364,400	
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額 円 248,400	基準給料月額 円 283,700	基準給料月額 円 305,600

備考　この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第３（第４条関係）

学校事務職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員		円	円	円	円
	1	201,100	276,800	313,000	344,100
	2	202,300	278,300	314,600	345,700
	3	203,400	279,800	316,200	347,300
	4	204,500	281,300	317,800	348,900
	5	205,600	282,800	319,300	350,500
	6	207,100	284,300	320,900	352,100
	7	208,600	285,800	322,500	353,700
	8	210,100	287,300	324,100	355,300
	9	211,600	288,800	325,600	356,900
	10	213,400	290,300	327,200	358,500
	11	215,100	291,700	328,800	360,100
	12	216,800	293,200	330,400	361,700
	13	218,500	294,600	331,900	363,300
	14	220,300	296,000	333,500	364,900
	15	222,000	297,400	335,100	366,500
	16	223,700	298,800	336,700	368,100
	17	225,400	300,200	338,200	369,700
	18	227,200	301,600	339,800	371,300
	19	228,900	303,000	341,400	372,900
	20	230,600	304,400	343,000	374,500
	21	232,300	305,800	344,500	376,100
	22	234,100	307,200	346,100	377,700
	23	235,800	308,500	347,600	379,300
	24	237,500	309,900	349,200	380,900
	25	239,200	311,200	350,700	382,500
	26	240,500	312,500	352,300	384,100
	27	241,800	313,800	353,800	385,700
	28	243,100	315,100	355,400	387,300
	29	244,400	316,300	356,900	388,900
	30	245,700	317,500	358,500	390,500
	31	246,900	318,700	360,000	392,100
	32	248,100	319,900	361,600	393,700
	33	249,300	321,100	363,100	395,200
	34	250,500	322,300	364,700	396,800
	35	251,700	323,500	366,200	398,400
	36	252,900	324,700	367,800	400,000
	37	254,100	325,800	369,300	401,500
	38	255,300	327,000	370,900	403,100
	39	256,500	328,200	372,400	404,600
	40	257,700	329,400	374,000	406,200
	41	258,800	330,500	375,500	407,700
	42	260,000	331,700	377,000	409,300

43	261,200	332,900	378,500	410,800
44	262,400	334,100	380,000	412,300
45	263,500	335,200	381,500	413,800
46	264,700	336,400	382,900	415,100
47	265,900	337,600	384,300	416,300
48	267,100	338,800	385,700	417,600
49	268,200	339,900	387,100	418,800
50	269,400	341,100	388,300	419,900
51	270,600	342,300	389,500	420,900
52	271,800	343,500	390,700	422,000
53	272,900	344,600	391,900	423,000
54	274,100	345,800	392,900	423,700
55	275,300	347,000	393,800	424,300
56	276,500	348,200	394,700	425,000
57	277,600	349,300	395,600	425,600
58	278,800	350,300	396,500	426,200
59	279,900	351,300	397,300	426,700
60	281,100	352,300	398,100	427,200
61	282,200	353,300	398,900	427,700
62	283,300	354,200	399,700	428,200
63	284,400	355,000	400,500	428,600
64	285,500	355,900	401,300	429,100
65	286,600	356,700	402,000	429,500
66	287,700	357,500	402,700	430,000
67	288,700	358,300	403,400	430,400
68	289,700	359,100	404,100	430,800
69	290,700	359,900	404,800	431,200
70	291,500	360,700	405,500	431,500
71	292,300	361,400	406,100	431,800
72	293,100	362,200	406,800	432,100
73	293,900	362,900	407,400	432,400
74	294,700	363,700	408,100	432,700
75	295,500	364,400	408,700	433,000
76	296,300	365,100	409,300	433,300
77	297,000	365,800	409,900	433,500
78	297,800	366,500	410,400	433,800
79	298,600	367,100	410,900	434,000
80	299,400	367,800	411,400	434,300
81	300,100	368,400	411,800	434,500
82	300,700	368,900	412,200	434,800
83	301,300	369,300	412,600	435,000
84	301,900	369,800	413,000	435,300
85	302,400	370,200	413,400	435,500
86	302,800	370,700	413,800	435,800
87	303,100	371,100	414,200	436,000
88	303,400	371,600	414,600	436,300
89	303,700	372,000	414,900	436,500

	90		372,500	415,300	
	91		372,900	415,700	
	92		373,300	416,100	
	93		373,700	416,400	
	94		374,200	416,800	
	95		374,600	417,200	
	96		375,000	417,600	
	97		375,400	417,900	
	98		375,900	418,300	
	99		376,300	418,600	
	100		376,700	419,000	
	101		377,100	419,300	
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額 円 248,200	基準給料月額 円 278,700	基準給料月額 円 303,600	基準給料月額 円 328,800

備考　この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

第２条　さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第１（第４条関係） 教育職給料表 ア　教育職給料表⑴ ［略］ 備考 １　［略］ ２　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に１５，４００円を、同じく４級である教育職員は７，７００円をそれぞれ加算した額とする。 イ　教育職給料表⑵ ［略］ 備考 １　［略］ ２　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に１５，６００円を、同じく４級である教育職員は８，１００円をそれぞれ加算した額とする。	別表第１（第４条関係） 教育職給料表 ア　教育職給料表⑴ ［略］ 備考 １　［略］ ２　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に１１，５００円を、同じく４級である教育職員は３，８００円をそれぞれ加算した額とする。 イ　教育職給料表⑵ ［略］ 備考 １　［略］ ２　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に１１，５００円を、同じく４級である教育職員は４，０００円をそれぞれ加算した額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年１月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１から別表第３までの規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

議案第１９５号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例

（さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正）

第１条　さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成１３年さいたま市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料） 第１３条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ２　［略］	（使用料） 第１３条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ２　［略］

（さいたま市さくら草学園条例の一部改正）

第２条　さいたま市さくら草学園条例（平成１３年さいたま市条例第１６５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（第３条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第３条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ２　［略］	（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（第３条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第３条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ２　［略］

（さいたま市はるの園条例の一部改正）

第３条　さいたま市はるの園条例（平成２２年さいたま市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費	（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費

用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ２　［略］	用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ２　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１９６号

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例

（さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正）

第１条　さいたま市大崎むつみの里条例（平成１９年さいたま市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第５条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第２９条第１項に規定する特定費用を、むつみの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２　児童福祉法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第３項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第３項第２号に該当する児童の保護者	（利用料金） 第５条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第２９条第１項に規定する特定費用を、むつみの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２　児童福祉法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第３項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第３項第２号に該当する児童の保護者

児童福祉法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ３・４　［略］	児童福祉法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ３・４　［略］

（さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正）

第２条　さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成１３年さいたま市条例第１６１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第８条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２・３　［略］	（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第８条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２・３　［略］

（さいたま市槻の木条例の一部改正）

第３条　さいたま市槻の木条例（平成１７年さいたま市条例第７４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市槻の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第８条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２・３　［略］	（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市槻の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第８条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２・３　［略］

（さいたま市みずき園条例の一部改正）

第４条　さいたま市みずき園条例（平成１３年さいたま市条例第１６４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第５条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２・３　［略］	（利用料金） 第５条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２・３　［略］

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第５条　さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成１４年さいたま市条例第９３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（第４条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第４条第１項第２号に該当する者　法第３０条第４項第１号に掲げる額 ２・３　［略］	（利用料金） 第６条　法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（第４条第１項第３号又は第４号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　第４条第１項第２号に該当する者　法第３０条第３項第１号に掲げる額 ２・３　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１９７号

さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例

さいたま市杉の子園条例（平成１３年さいたま市条例第１６６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　障害のある児童（以下「児童」という。）に対し、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいたま市杉の子園（以下「園」という。）をさいたま市浦和区領家１丁目５番１６号に設置する。	（設置） 第１条　障害のある児童（以下「児童」という。）に対し、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいたま市杉の子園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸２丁目７番１７号に設置する。
（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ２　［略］	（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ２　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１９８号

さいたま市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について

さいたま市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の２２第２項の規定に基づき、登録一時保護委託者（法第３３条第１項第１号に規定する登録一時保護委託者をいう。以下同じ。）の登録等に関する基準（次条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的等）

第２条　最低基準は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第３条　登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

３　登録一時保護委託者は、法第３３条第１項又は第２項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（児童の権利の制限）

第４条　登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

２　登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第５条　登録一時保護委託者は、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第６条　登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第７条　登録一時保護委託者は、法第３４条の２２第６項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第８条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

２　登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第９条　登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第１０条　登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第３

３条の３の３の規定に基づき児童相談所長又は市長が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第１１条　登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

⑴　合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

⑵　前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談すること。

⑶　第１号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は市長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は市長に協力するよう努めること。

⑷　児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第１２条　登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

⑴　採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

⑵　児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

⑶　児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

⑷　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

⑸　浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

⑹　居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関す

る法律（令和５年法律第６８号）第２条第１項に規定する性的指向及び同条第２項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

⑺　３０人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

⑻　児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第１３条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第１４条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員１人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１５条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

２　前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第１６条　登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

⑴　入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

⑵　当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

⑶　入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。

⑷　入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着

は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

⑸　必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第１７条　登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

⑴　入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。

⑵　児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第１８条　児童相談所長又は市長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講じるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談する体制を整備しなければならない。

２　前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第１９条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第２０条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

２　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

４　登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

５　登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第２１条　登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

⑴　入所する児童の支援に関する事項

⑵　その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第２２条　登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第２３条　登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第２４条　市長は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第２５条　登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条の規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第１９９号

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例

さいたま市環境影響評価条例（平成１５年さいたま市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用除外） 第５９条　この条例の規定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８７条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第８８条第２項に規定する事業、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８４条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業については、適用しない。	（適用除外） 第５９条　この条例の規定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８７条の規定による災害復旧の事業又は同法第８８条第２項に規定する事業、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８４条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業については、適用しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２００号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成１３年さいたま市条例第１９５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公衆の縦覧等の対象となる施設の種類） 第４６条　［略］ ２　［略］ ３　法第９条の３の３第３項（同条第４項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第９条の３の３第１項に規定する調査（以下「受託に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託に係る調査書」という。）の公衆の縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、政令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。	（公衆の縦覧等の対象となる施設の種類） 第４６条　［略］ ２　［略］ ３　法第９条の３の３第２項（同条第３項において読み替えて準用する法第９条の３第９項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第９条の３の３第１項に規定する調査（以下「受託に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託に係る調査書」という。）の公衆の縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、政令第５条第１項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。
（調査書の縦覧） 第４７条　［略］ ２　［略］ ３　第１項の規定は、法第９条の３の３第３項の規定により受託に係る調査書を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。この場合において、第１項中「１月間」とあるのは、「１月間の	（調査書の縦覧） 第４７条　［略］ ２　［略］ ３　第１項の規定は、法第９条の３の３第２項の規定により受託に係る調査書を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。この場合において、第１項中「１月間」とあるのは、「１月間の

範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。	範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。
（意見書の提出） 第４８条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項及び第２項の規定は、法第９条の３の３第３項の規定による意見書の提出期限及び提出先について準用する。この場合において、第１項中「２週間」とあるのは、「非常災害の状況を勘案し市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。	（意見書の提出） 第４８条　［略］ ２・３　［略］ ４　第１項及び第２項の規定は、法第９条の３の３第２項の規定による意見書の提出期限及び提出先について準用する。この場合において、第１項中「２週間」とあるのは、「非常災害の状況を勘案し市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。
（環境影響評価との関係） 第５０条　法第９条の３第１項又は第８項の規定による届出（法第９条の３の２第２項の規定により適用する場合及び法第９条の３の３第１項の規定による届出（同条第４項の規定により準用する場合を含む。）する場合を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、第４７条第１項（同条第２項の規定により適用する場合及び同条第３項の規定により準用する場合を含む。）並びに第４８条第１項及び第２項（これらの規定を同条第３項の規定により適用する場合及び同条第４項の規定により準用する場合を含む。）に定める手続を経たものとみなす。 ⑴・⑵　［略］ ２　［略］	（環境影響評価との関係） 第５０条　法第９条の３第１項又は第８項の規定による届出（法第９条の３の２第２項の規定により適用する場合及び法第９条の３の３第１項の規定による届出（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）する場合を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、第４７条第１項（同条第２項の規定により適用する場合及び同条第３項の規定により準用する場合を含む。）並びに第４８条第１項及び第２項（これらの規定を同条第３項の規定により適用する場合及び同条第４項の規定により準用する場合を含む。）に定める手続を経たものとみなす。 ⑴・⑵　［略］ ２　［略］

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２０１号

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営自転車等駐車場条例（平成１３年さいたま市条例第２０８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第３（第８条、第１６条関係）

駐車場名	利用車種	階層等	利用料金					
			一時利用（１回）	１月利用		３月利用		６月利用	
				一般	学生	一般	学生	一般	学生
［略］									
さいたま市営北浦和自転車駐車場	［略］								
	原動機付自転車<u>・小型自動二輪車</u>	［略］							
さいたま市営武蔵浦和駅南自転車駐車場	［略］								
	原動機付自転車<u>・小型自動二輪車</u>	［略］							
［略］									
さいたま市営大栄橋錦町自	［略］								
	原動機付自転車<u>・小</u>	［略］							

改正前

別表第３（第８条、第１６条関係）

駐車場名	利用車種	階層等	利用料金					
			一時利用（１回）	１月利用		３月利用		６月利用	
				一般	学生	一般	学生	一般	学生
［略］									
さいたま市営北浦和自転車駐車場	［略］								
	原動機付自転車	［略］							
さいたま市営武蔵浦和駅南自転車駐車場	［略］								
	原動機付自転車	［略］							
［略］									
さいたま市営大栄橋錦町自	［略］								
	原動機付自転車	［略］							

転車駐車場	型自動二輪車	
さいたま市営大宮駅東口大門町自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］
［略］		
さいたま市営日進駅南口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］
さいたま市営宮原駅東口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］
［略］		
さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］
さいたま市営東大宮駅東口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］
さいたま市営宮原駅西口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］
さいたま市営北大宮駅自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］
さいたま市営指扇駅	［略］	
	原動機付自転	［略］

転車駐車場		
さいたま市営大宮駅東口大門町自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車	［略］
［略］		
さいたま市営日進駅南口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車	［略］
さいたま市営宮原駅東口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車	［略］
［略］		
さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車	［略］
さいたま市営東大宮駅東口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車	［略］
さいたま市営宮原駅西口自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車	［略］
さいたま市営北大宮駅自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車	［略］
さいたま市営指扇駅	［略］	
	原動機付自転	［略］

南自転車駐車場	車・小型自動二輪車		南自転車駐車場	車	
さいたま市営大和田駅南自転車駐車場	［略］		さいたま市営大和田駅南自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］		原動機付自転車	［略］
さいたま市営南与野第１自転車駐車場	［略］		さいたま市営南与野第１自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］		原動機付自転車	［略］
さいたま市営南与野第２自転車駐車場	［略］		さいたま市営南与野第２自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］		原動機付自転車	［略］
さいたま市営与野本町第１自転車駐車場	［略］		さいたま市営与野本町第１自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］		原動機付自転車	［略］
さいたま市営与野本町第２自転車駐車場	［略］		さいたま市営与野本町第２自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］		原動機付自転車	［略］
さいたま市営与野駅西口臨時自転車駐車場	［略］		さいたま市営与野駅西口臨時自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］		原動機付自転車	［略］
さいたま市営けやきひろば自転車駐車場	［略］		さいたま市営けやきひろば自転車駐車場	［略］	
	原動機付自転車・小型自動二輪車	［略］		原動機付自転車	［略］
さいたま市営シーノ大宮自	［略］		さいたま市営シーノ大宮自	［略］	
	原動機付自転車・小	［略］		原動機付自転車	［略］

転車駐車場	型自動二輪車	
［略］		

備考　［略］

転車駐車場		
［略］		

備考　［略］

附　則

この条例は、令和９年２月１日から施行する。

議案第２０２号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成１３年さいたま市条例第２５９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第３条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	［略］	２，１００円
	第２種電柱		３，３００円
	第３種電柱		４，４００円
	第１種電話柱		１，９００円
	第２種電話柱		３，１００円
	第３種電話柱		４，２００円
	その他の柱類		１９０円
	共架電線その他上空に設ける線類	［略］	１９円
	地下に設ける電線その他の線類		１１円
	路上に設ける変圧器	［略］	１，９００円
	地下に設ける変圧器	［略］	１，１００円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	［略］	３，８００円
	郵便差出箱及び信		１，６００円

改正前

別表（第３条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	［略］	１，８００円
	第２種電柱		２，８００円
	第３種電柱		３，７００円
	第１種電話柱		１，６００円
	第２種電話柱		２，６００円
	第３種電話柱		３，５００円
	その他の柱類		１６０円
	共架電線その他上空に設ける線類	［略］	１６円
	地下に設ける電線その他の線類		１０円
	路上に設ける変圧器	［略］	１，６００円
	地下に設ける変圧器	［略］	９７０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	［略］	３，２００円
	郵便差出箱及び信		１，４００円

	書便差出箱			
	広告塔		［略］	１３，０００円
	その他のもの		［略］	３，８００円
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの		［略］	８０円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			１１０円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			１７０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			２３０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			３４０円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの			４６０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			８００円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			１，１００円
	外径が１メートル以上のもの			２，３００円
法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	［略］ １１円
			その他のもの	３８円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		［略］ ２，８００円

	書便差出箱			
	広告塔		［略］	１１，０００円
	その他のもの		［略］	３，２００円
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの		［略］	６８円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			９７円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			１５０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			１９０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			２９０円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの			３９０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			６８０円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			９７０円
	外径が１メートル以上のもの			１，９００円
法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	［略］ １０円
			その他のもの	３２円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		［略］ ２，６００円

		その他のもの	上空に設けるもの	［略］	１，９００円
			地下に設けるもの		１，１００円
	その他のもの				３，８００円
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				［略］	３，８００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	［略］			［略］
		階数が３以上のもの			Ａに０．００８を乗じて得た額
	上空に設ける通路				６，３００円
	地下に設ける通路				３，８００円
	その他のもの				３，８００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			［略］	１３０円
	その他のもの			［略］	１，３００円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		［略］	１，３００円
		その他のもの		［略］	１３，０００円
	標識			［略］	３，１００円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		［略］	１３０円
		その他のもの		［略］	１，３００円
	幕（令第７条第４号に掲げ	祭礼、縁日その他の		［略］	１３０円

		その他のもの	上空に設けるもの	［略］	１，６００円
			地下に設けるもの		９７０円
	その他のもの				３，２００円
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				［略］	３，２００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	［略］			［略］
		階数が３以上のもの			Ａに０．００７を乗じて得た額
	上空に設ける通路				５，７００円
	地下に設ける通路				３，４００円
	その他のもの				３，２００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			［略］	１１０円
	その他のもの			［略］	１，１００円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		［略］	１，１００円
		その他のもの		［略］	１１，０００円
	標識			［略］	２，６００円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		［略］	１１０円
		その他のもの		［略］	１，１００円
	幕（令第７条第４号に掲げ	祭礼、縁日その他の		［略］	１１０円

件	る工事用施設であるものを除く。）	催しに際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	［略］	１，３００円
	アーチ	車道を横断するもの	［略］	１３，０００円
		その他のもの		６，３００円
令第７条第２号に掲げる工作物			［略］	３，８００円
令第７条第３号に掲げる施設				Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			［略］	１，３００円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				３８０円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		［略］	Aに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに０．０１８を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	［略］		［略］
		階数が３以上のもの		Aに０．００８を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		［略］	Aに０．０１３を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．００９を乗じて得た額
令第７条	建築物			Aに０．０２４を乗じて得

件	る工事用施設であるものを除く。）	催しに際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	［略］	１，１００円
	アーチ	車道を横断するもの	［略］	１１，０００円
		その他のもの		５，７００円
令第７条第２号に掲げる工作物			［略］	３，２００円
令第７条第３号に掲げる施設				Aに０．０３１を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			［略］	１，１００円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				３２０円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		［略］	Aに０．００８を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに０．０１７を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	［略］		［略］
		階数が３以上のもの		Aに０．００７を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．０２５を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		［略］	Aに０．０１を乗じて得た額
	その他のもの			Aに０．００７を乗じて得た額
令第７条	建築物			Aに０．０２２を乗じて得

第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場		た額
	その他のもの	Aに０．００９を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに０．０１３を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		Aに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに０．０１３を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設		Aに０．０３４を乗じて得た額

備考　［略］

第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場		た額
	その他のもの	Aに０．００７を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの	Aに０．０３１を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		Aに０．０２５を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの	Aに０．０３１を乗じて得た額

備考　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、

同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用期間が１年未満であるものに係る占用料については、なお従前の例による。

議案第２０３号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２７７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第１７条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定	（給与の減額） 第１７条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定

期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第２０４号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成１３年さいたま市条例第２８１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第２７条　［略］ ２　［略］ ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第２７条　［略］ ２　［略］
（固体燃料を使用する器具） 第２８条　［略］ ２　［略］ ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第２８条　［略］ ２　［略］
（気体燃料を使用する器具） 第２９条　［略］ ２　［略］ ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。	（気体燃料を使用する器具） 第２９条　［略］ ２　［略］

（電気を熱源とする器具） 第３０条　［略］ ２　［略］ ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第３０条　［略］ ２　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第２０５号

市営馬宮住宅建設（建築）工事（第２期）請負契約について

市営馬宮住宅建設（建築）工事（第２期）について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　契約の目的　市営馬宮住宅建設（建築）工事（第２期）

２　契約の方法　一般競争入札

３　契 約 金 額　８６７，２９７，２００円

４　契約の相手方　さいたま市浦和区岸町５丁目７番１１号

株式会社ユーディケー

代表取締役　関根　信次

議案第２０６号

次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に係る製造請負契約について

次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に係る製造について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により、議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　契約の目的　次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に係る製造

２　契約の方法　一般競争入札

３　契約金額　３，８０９，３００，０００円

４　契約の相手方　富士通Ｊａｐａｎ・ＦＬＣＳ特定共同企業体

代表構成員　さいたま市大宮区桜木町１丁目１１番地２０

富士通Ｊａｐａｎ株式会社関東甲信越支社（埼玉）

支社長　梅原　洋二

構　成　員　さいたま市大宮区桜木町１丁目１１番地２０

ＦＬＣＳ株式会社関東信越支店

支店長　山勢　太郎

議案第２０７号

さいたま市立大宮北中学校校舎（教室棟）改築（建築）工事請負契約について

さいたま市立大宮北中学校校舎（教室棟）改築（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　契約の目的　さいたま市立大宮北中学校校舎（教室棟）改築（建築）工事

２　契約の方法　一般競争入札

３　契約金額　７１５，６１２，７００円

４　契約の相手方　さいたま市西区大字二ツ宮３０４番地１

ハイシマ工業株式会社

代表取締役　葩島　一弘

議案第２０８号

議決事項の一部変更について（大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約）

令和７年２月議会において議決を得た請負契約について（議案第６５号。同年６月議会（議案第１０８号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「６４２，４６６，０００円」を「６６４，０５９，０００円」に変更する。

議案第２０９号

議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（建築）工事請負契約）

令和８年６月議会において議決を得た請負契約について（議案第１２２号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「５，１６７，８００，０００円」を「５，６０８，４６０，０００円」に変更する。

議案第２１０号

議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（電気設備）工事請負契約）

令和８年６月議会において議決を得た請負契約について（議案第１２３号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「７６８，２４５，５００円」を「８１８，９３３，５００円」に変更する。

議案第２１１号

議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（機械設備）工事請負契約）

令和８年６月議会において議決を得た請負契約について（議案第１２４号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「１，１４３，８９７，７００円」を「１，２２６，５４０，７００円」に変更する。

議案第２１２号

指定管理者の指定について

さいたま市与野体育館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市中央区下落合５丁目８番１０号

⑵　名　称　さいたま市与野体育館

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　東京都中央区日本橋堀留町２丁目１番１号

⑵　名　称　さいたまスポーツネクサスパートナーズ

⑶　代表者　シンコースポーツ株式会社

代表取締役　石崎　健太

３　指定する期間

令和９年４月１日から令和１１年９月３０日まで

議案第２１３号

指定管理者の指定について

さいたま市農村広場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔７６５番地

⑵　名　称　さいたま市農村広場

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市大宮区浅間町２丁目２４４番地１

⑵　名　称　毎日・首都圏共同事業体

⑶　代表者　毎日興業株式会社

代表取締役　田部井　良

３　指定する期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第２１４号

指定管理者の指定について

さいたま市大宮花の丘農林公苑の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市西区大字西新井１２４番地

⑵　名　称　さいたま市大宮花の丘農林公苑

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区別所４丁目１２番１０号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市公園緑地協会

⑶　代表者　理事長　中村　元信

３　指定する期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第２１５号

当せん金付証票の発売について

令和９年度における当せん金付証票を下記の範囲内において発売することについて、当せん金付証票法（昭和２３年法律第１４４号）第４条第１項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

令和９年度当せん金付証票発売金額は、１０，０００，０００，０００円の範囲内とする。

議案第２１６号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第２項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

路線名	延長 m		幅員 m		起点	終点	重要な経過地
Ｍ第７３９号線	95	99	4	00	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稲荷越２３３番２地先	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稲荷越２３３番１７地先	
２２６２５号線	42	90	4	00	さいたま市大宮区天沼町二丁目９６２番３地先	さいたま市大宮区天沼町二丁目９６４番５地先	
２２６２６号線	113	83	6	00	さいたま市見沼区大字南中野字新田１１０２番２地先	さいたま市見沼区大字南中野字新田１１０４番２地先	
２２６２７号線	10	08	5	00	さいたま市見沼区大字南中野字新田１１０２番１１地先	さいたま市見沼区大字南中野字新田１１０２番１１地先	
２２６２８号線	54	81	4	00	さいたま市見沼区大字南中野字新田１１４６番７地先	さいたま市見沼区大字南中野字新田１１４４番８地先	
２２６２９号線	63	65	4	00	さいたま市見沼区大字南中野字猿花９６２番５地先	さいたま市見沼区大字南中野字猿花９６２番７地先	
２２６３０号線	149	95	6	00	さいたま市見沼区大字大谷字八石１９２３番１２地先	さいたま市見沼区大字大谷字八石１９１９番１１地先	
２２６３１号線	153	74	6 ～ 6	00 60	さいたま市見沼区大字東新井字海老沼下９３５番５地先	さいたま市見沼区大字東新井字海老沼下９３５番５地先	

議案第２１７号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第３項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起点	終点	重要な経過地
Ｄ第３８１号線	4 90	1 80	さいたま市南区辻五丁目１３１９番２地先	さいたま市南区辻五丁目１３１９番２地先	
２２６１７号線	46 60	1 82	さいたま市見沼区大字南中野字新田１１０２番１地先	さいたま市見沼区大字南中野字新田１１０２番３地先	

凡　　例

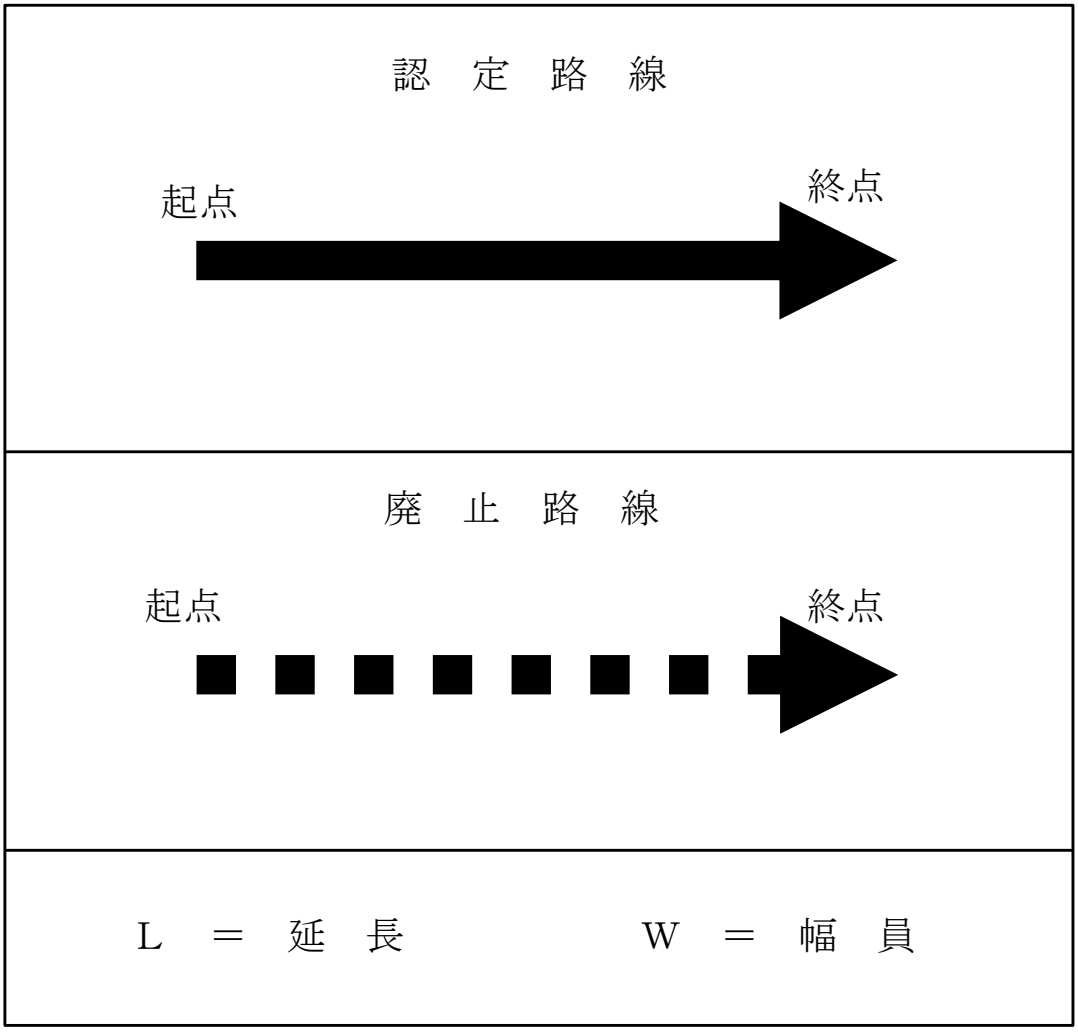

参　考　案　内　図


N
主要地方道せこさぎ三口線
M第739号線認定
L=95.99m W=4.00m
大谷口中学校
大谷口小学校
M第53号線

参　考　案　内　図

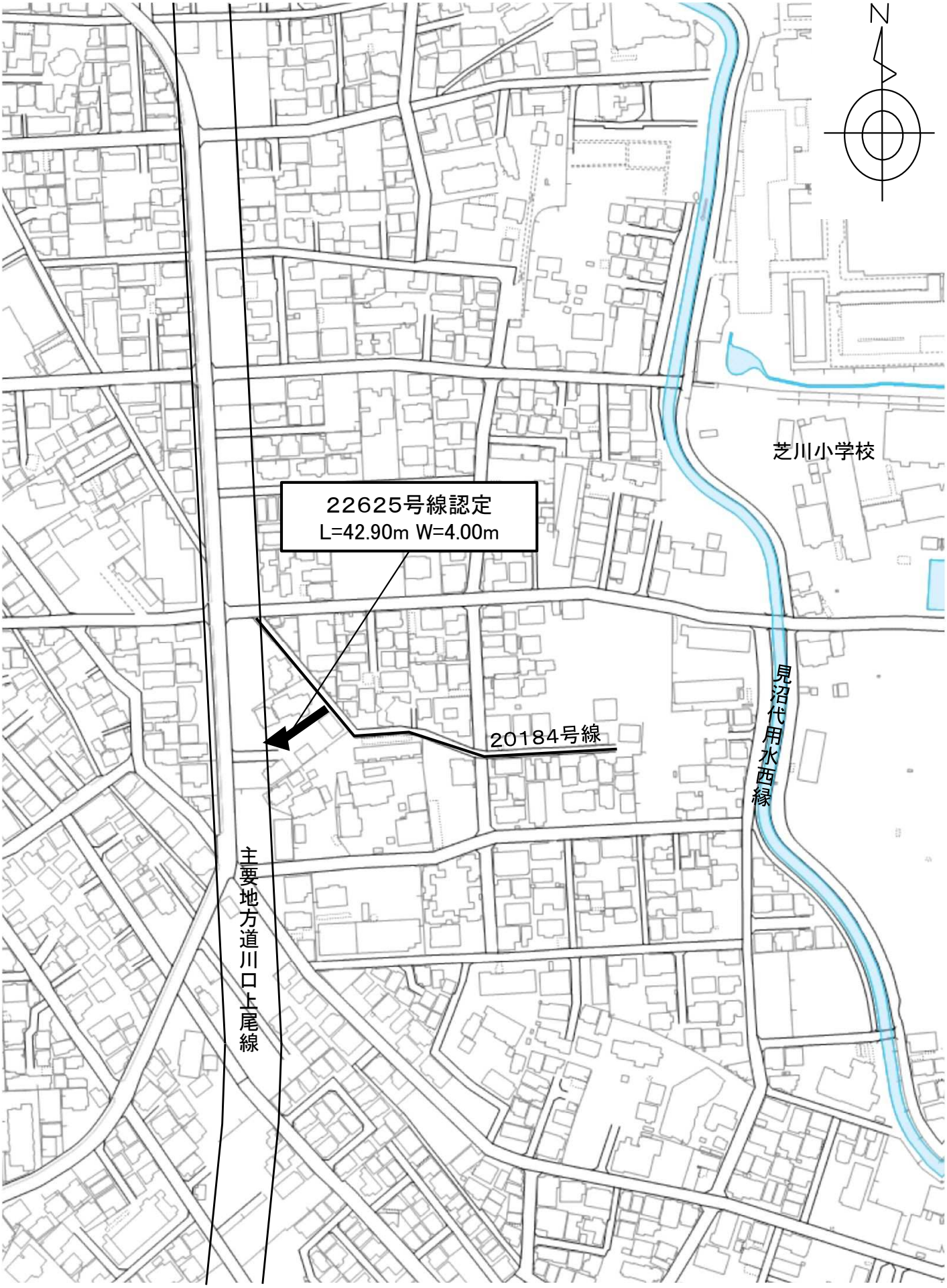
N
芝川小学校
22625号線認定
L=42.90m W=4.00m
20184号線
見沼代用水西縁
主要地方道川口上尾線

参　考　案　内　図

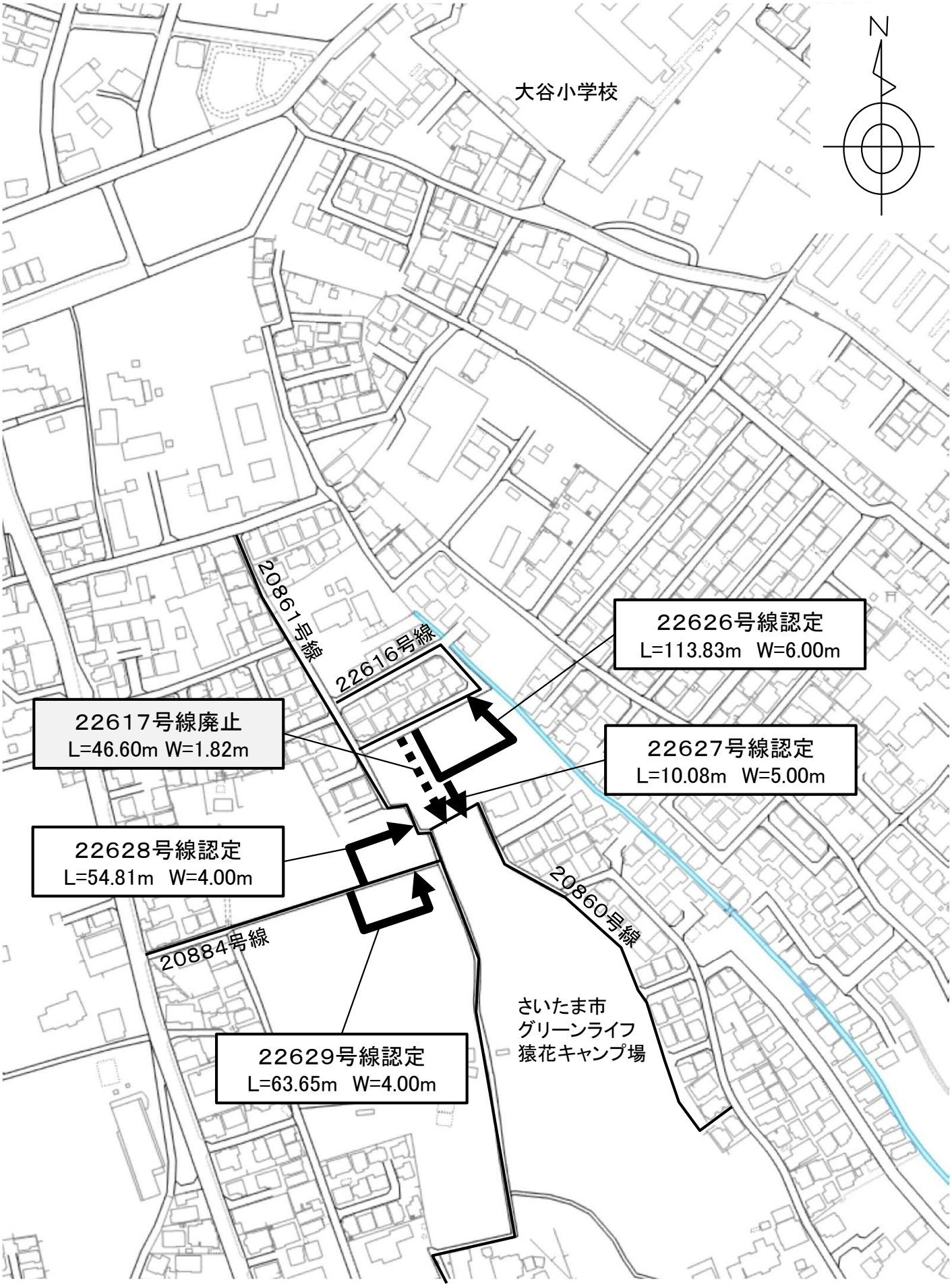
N
大谷小学校
20861号線
22616号線
22626号線認定
L=113.83m　W=6.00m
22617号線廃止
L=46.60m W=1.82m
22627号線認定
L=10.08m　W=5.00m
22628号線認定
L=54.81m　W=4.00m
20860号線
20884号線
さいたま市
グリーンライフ
猿花キャンプ場
22629号線認定
L=63.65m　W=4.00m

参　考　案　内　図

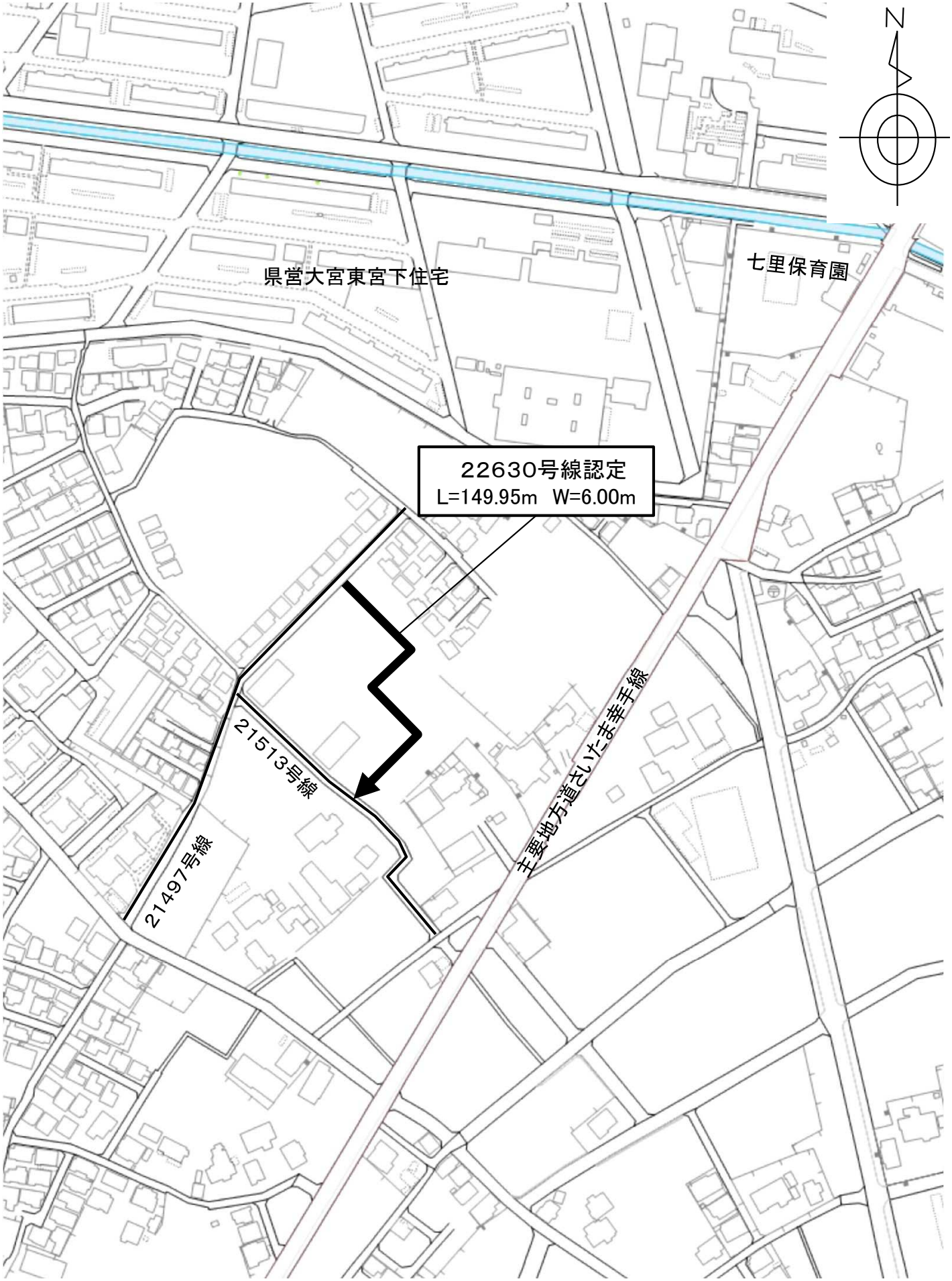
N
県営大宮東宮下住宅
七里保育園
22630号線認定
L=149.95m　W=6.00m
21513号線
21497号線
主要地方道さいたま幸手線

参　考　案　内　図

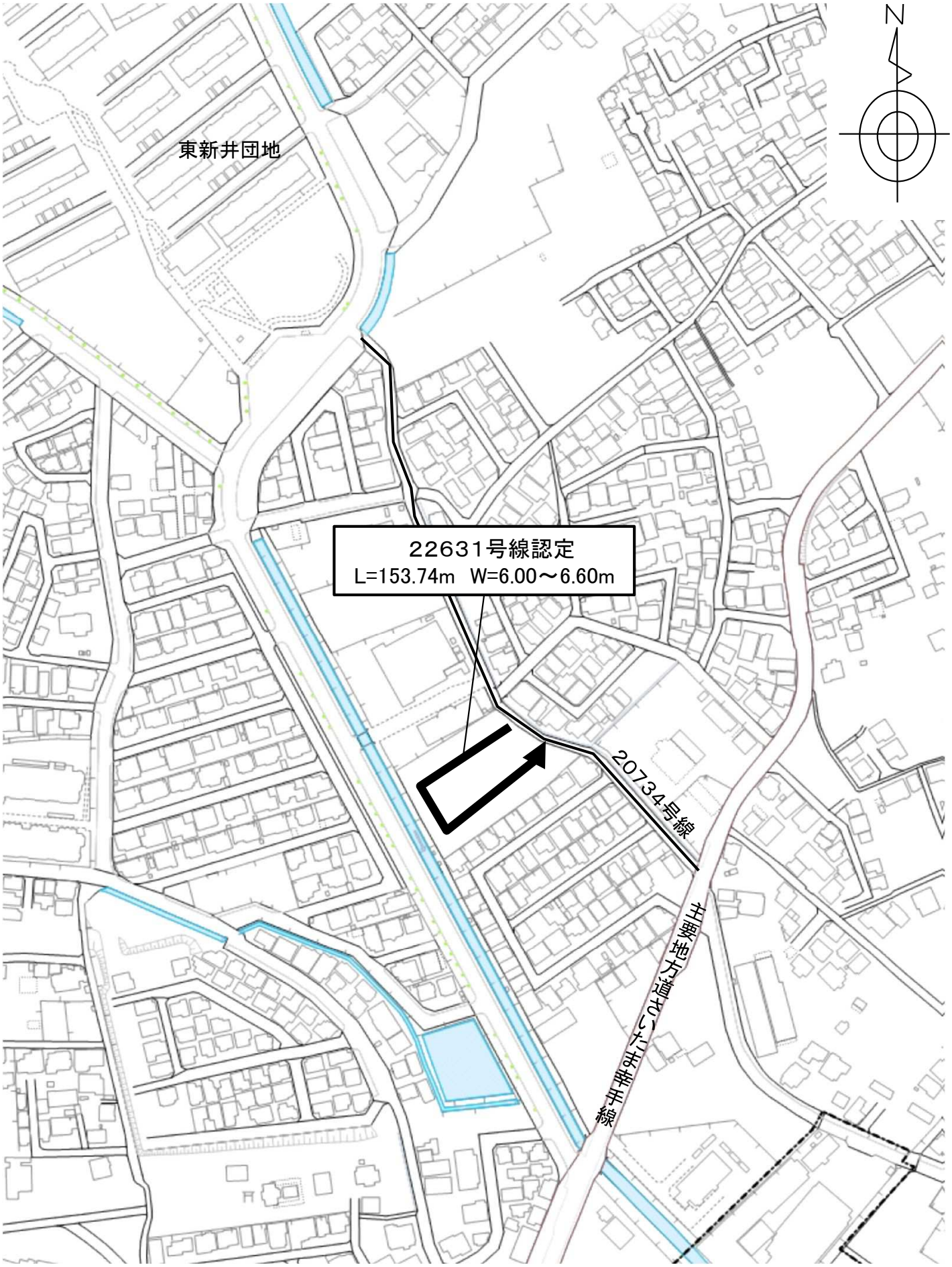

参　考　案　内　図

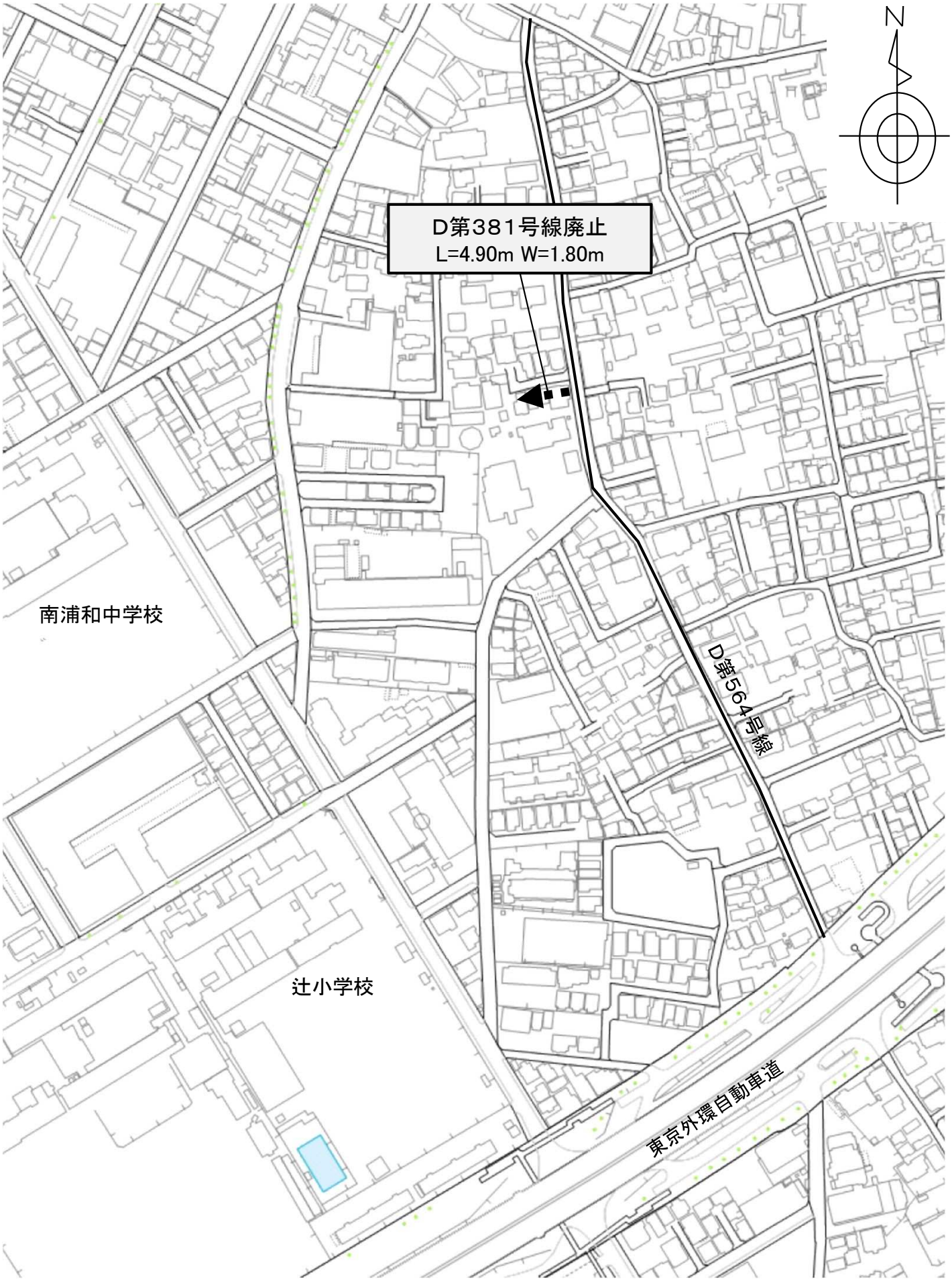

議案第２１８号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	井山　道代	○○○○○○○○○○

議案第２１９号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○	染谷　昌枝	○○○○○○○○○

議案第２２０号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	山本　信二	○○○○○○○○○○

議案第２２１号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	湯澤　覚	○○○○○○○○○○○